

令和8年2月8日執行  
高知県議会議員補欠選挙

立候補届出及び選挙運動のしおり  
(立候補予定者及び選挙運動員等)



# 目 次

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
規	公職選挙法施行規則
程	高知県選挙事務執行規程
公報条例	選挙公報の発行に関する条例
ポスター条例	高知県議会議員の選挙におけるポスター 掲示場の設置に関する条例
公営条例	高知県議会の議員及び高知県知事の選挙に おける選挙運動用自動車の使用並びにビラ 及びポスターの作成の公営に関する条例
県選管	高知県選挙管理委員会
市町村選管	市町村選挙管理委員会

<b>第 1</b>	<b>選挙区及び開票区</b> .....	<b>1</b>
1	選挙区.....	1
2	開票区.....	1
<b>第 2</b>	<b>立候補届出</b> .....	<b>1</b>
1	届出の方法.....	1
2	立候補届出の期間及び時間.....	1
3	立候補の届出に係る受付事務の取扱い.....	1
4	立候補届出書類及び添付書類.....	2
5	立候補の辞退.....	3
<b>第 3</b>	<b>届出事項等</b> .....	<b>4</b>
1	届出等を要する事項.....	4
2	選挙事務所の設置（異動）届出.....	5
3	出納責任者の選任（異動）届出.....	5
4	報酬を支給する者の届出.....	6
5	選挙立会人の届出.....	7
6	新聞広告.....	7
7	選挙公報掲載申請.....	7
8	公営施設使用の個人演説会開催の申出（市町村選管）.....	9
9	開票立会人の届出（市町村選管）.....	9
10	選挙公営に係る契約の届出.....	9
11	候補者に対する物資交付.....	10
12	交付物の再交付等.....	10
13	各種届出の期間及び時間.....	10
<b>第 4</b>	<b>当選人等</b> .....	<b>11</b>
1	当選人.....	11

2	供託物の没収.....	11
3	供託物の返還.....	11
<b>第5</b>	<b>選挙公営.....</b>	<b>13</b>
1	選挙公営の種類.....	13
2	手続きの概要.....	13
3	選挙公営の支払い.....	13
4	請求に当たっての注意事項.....	13
5	選挙運動費用収支報告書の記載.....	13
6	選挙運動用自動車の使用.....	14
7	選挙運動用ポスターの作成.....	17
8	選挙運動用ビラの作成.....	20
9	契約変更の取扱い.....	22
	契約書様式例.....	23
	選挙運動用自動車の使用（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）	
	選挙運動用自動車の借入（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約）	
	自動車燃料の供給（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約）	
	自動車運転手の雇用（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約）	
	選挙運動用ポスターの作成	
	選挙運動用ビラの作成	
<b>第6</b>	<b>選挙運動費用.....</b>	<b>29</b>
1	飲食物の提供.....	29
2	実費弁償及び報酬額.....	29
3	選挙運動に関する支出金額の制限.....	30
4	会計帳簿の備付及び記載.....	31
5	選挙運動に関する収支報告書等の提出.....	33
<b>第7</b>	<b>選挙運動の概要.....</b>	<b>35</b>
1	主要な選挙運動.....	35
2	インターネット選挙運動.....	37
3	禁止又は制限されている選挙運動.....	38
<b>第8</b>	<b>政党その他の政治団体の選挙時における政治活動.....</b>	<b>41</b>
1	政党その他の政治団体の政治活動の規制.....	41
2	確認団体の行う政治活動.....	41
3	政党その他の政治団体の発行する機関紙誌（機関新聞紙及び雑誌）.....	45

## 第1 選挙区及び開票区

### 1 選挙区

高知県議会議員補欠選挙（以下「補欠選挙」という。）において選挙すべき議員の数  
高知市選挙区 2人

### 2 開票区

2箇所

## 第2 立候補届出

### 1 届出の方法

(1) 本人届出（法86の4①）

候補者となろうとする本人による届出

(2) 推薦届出（法86の4②）

他人を候補者として推薦しようとする者による届出

〔 候補者届出書が本人届出か推薦届出かどうかということであって、実際の立候補届出の手続きを  
候補者本人又は推薦者が行わなければならないということではない。 〕

### 2 立候補届出の期間及び時間

(1) 立候補の届出日（法86の4①、②）… 令和8年1月30日（選挙期日の告示日）

(2) 立候補の届出時間（法270①）… 午前8時30分から午後5時まで

(3) 補充立候補（法86の4⑤）

ア 補充立候補ができる場合

1月30日（立候補届出期限）までに届出のあった候補者が、当該選挙における議員の定数を超える場合において、立候補届出の期限後に候補者が死亡し又は当該届出が取り下げられたものとみなされたとき

イ 補充立候補期限

2月5日（選挙期日前3日）の午後5時まで

### 3 立候補の届出に係る受付事務の取扱い

(1) 受付場所

高知県庁正庁ホール（高知市丸ノ内1-2-20）

ただし、午前9時30分以降は、高知県庁3階高知県選挙管理委員会（市町村振興課内）

(2) 受付方法

ア 立候補の受付は、次により行う。

(ア) 午前8時30分までに立候補受付場所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合には、くじ（本くじ）により受付の順位を決定する。

(イ) 本くじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を定めるくじ（予備くじ）を行う。

(ウ) 午前8時30分を過ぎて到着した者については、到着順に受付を行う。

イ 立候補の届出は、文書により選挙長に対して直接行わなければならない。

ただし、候補者となろうとする本人ではなく代理人等により届出を行うことができる。

#### 4 立候補届出書類及び添付書類

(1) 本人届出による立候補届出関係書類（法86の4、令89）

書類名	書類の内容
候補者届出書 (本人届出)	候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名でなければならない（戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表若しくは人名用漢字別表に掲げる字体を使用した届出も差し支えない。）。
宣誓書	次の規定により、公職の候補者となることができない者でないことを誓う旨の宣誓書である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住所に関する要件を満たす者であると見込まれること（法9）</li> <li>● 被選挙権のない者等の立候補の禁止（法86の8）</li> <li>● 重複立候補等の禁止（法87）</li> <li>● 総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止（法251の2）</li> <li>● 組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止（法251の3）</li> </ul>
所属党派証明書 ※1	当該政党その他の政治団体に、当該候補者が所属する旨を当該政党その他の政治団体の代表者が証明した文書である。 これがなければ、立候補の告示、氏名掲示等は「無所属」扱いとなる。
供託証明書 (法92①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 候補者の氏名は、候補者届出書（本人届出）に記載された戸籍名でなければならない。</li> <li>● 供託する金額又はこれに相当する国債証書の額面は、60万円である。</li> </ul>
戸籍の謄本 又は抄本	3ヶ月以内に発行されたものが必要である。
住民票の写し	候補者の住所の確認のために必要であり、3ヶ月以内に発行されたもの。
通称認定申請書 (令89⑤) ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 候補者は、立候補の届出等の告示、新聞広告、選挙公報及び投票記載所における氏名等の掲示に、当該候補者の戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）に代えて、本名以外で本名に代わるものとして広く通用している呼称（旧姓を含む。以下「通称」という。）が記載され、又は使用されることを求めようとするときは、その通称について選挙長の認定を受けなければならない。</li> <li>● 候補者届出書に、通称認定申請書を添付するとともに、選挙長にその呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証明するに足りる次に掲げるような資料を提示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公の機関の発行した書類</li> <li>・手紙又は葉書等の信書</li> <li>・名刺又は著書その他証明し得る資料</li> </ul> </li> </ul> <p>(注) 本名の漢字を「ひらがな」や「カタカナ」にする場合、旧姓を通称として使用する場合は、証明のための資料は必要ない。</p>
当選人の告示及び 当選証書に記載する 氏名の旧姓付記 申出書 ※3	候補者が、当選人の告示及び当選証書の付与に際し、本名を記載したうえで、追加情報として旧姓の付記を希望する場合の申出書である。

※1 無所属の場合は不要

※2 通称の使用を希望しない場合は不要

※3 付記を希望しない場合は不要

(2) 推薦届出による立候補届出関係書類（法86の4、令89）

書類名	書類の内容
候補者届出書 （推薦届出）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名でなければならない（戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表、若しくは人名用漢字別表に掲げる字体を使用した届出も差し支えない。）。</li> <li>● 推薦届出者が複数の場合は、全員について記載しなければならない。</li> </ul>
宣誓書	本人届出を参照。
所属党派証明書	本人届出を参照。
供託証明書 （法92①）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供託者は推薦届出者でなければならない。</li> <li>● 「供託の原因たる事実」欄に記載すべき候補者の氏名は、候補者届出書（推薦届出）に記載された戸籍名でなければならない。</li> <li>● 供託する金額又はこれに相当する国債証券の額面は、60万円である。 （注）推薦届出者が2人以上の場合は、その中の一部の者により行うことができる。</li> </ul>
戸籍の謄本 又は抄本	本人届出を参照。
住民票の写し	本人届出を参照。
候補者の承諾書	推薦届出者が推薦届出をすることについて、候補者が承諾した旨の文書である。 （注）この承諾書は、推薦届出者が複数の場合には全員に対するものでなければならない。
選挙人名簿登録 証明書 （推薦届出者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 推薦届出をする者は、推薦届出をする選挙区内（高知市）の市町村の選挙人名簿に登録されていないといけない。</li> <li>● 推薦届出者が複数の場合は、全員の証明書が必要である。</li> </ul>
通称認定申請書 （令89⑤）	本人届出を参照。
当選人の告示及び 当選証書に記載する 氏名の旧姓付記 申出書	本人届出を参照。

## 5 立候補の辞退

(1) 立候補を辞退することができる期限（法86の4⑩）

1月30日（選挙期日の告示日）の午後5時まで

※補充立候補の場合は、2月5日（選挙期日前3日）の午後5時まで

(2) 立候補の辞退方法（令89⑦）

候補者辞退届出書により届け出ること。

(3) 立候補の辞退ができる者（法86の4⑩）

立候補の届出を行った候補者本人（推薦届出の場合であっても、辞退ができるのは候補者本人のみである。）

(4) 立候補の辞退と供託物（法93②）

供託物は、立候補の辞退を原因として返還されない。

### 第3 届出事項等

#### 1 届出等を要する事項

届出を行わない場合、実質的に選挙運動ができなくなるため、立候補の届出と同時に  
行う必要がある。

届出等の書類	届出先	届出期間等	主な関係法令	備考
選挙事務所	県選管及び所在地の市町村選管	1月30日～2月7日	法130 令108	設置、異動の都度直ちに提出 (告示日以降)
出納責任者	県選管	1月30日～	法180、181、 182、183	選任、異動、職務代行の開始・ 廃止の都度直ちに提出 (告示日以降) ※推薦届出者は、候補者の承諾 を得て届出が可能
報酬を支給する者	県選管	1月30日～2月7日	法197の2 令129	使用しようとする前に提出 (告示日～選挙期日の前日)
選挙公報	県選管	1月30日	公報条例3 規程39	告示日の午後5時まで
選挙運動用通常葉書の交付	配達事務を取り扱う郵便局	1月30日～2月6日	法142 公職選挙 郵便規則2	選挙長の発行する「候補者用通 常葉書使用証明書」を提示
選挙運動用通常葉書の差出し	配達事務を取り扱う郵便局	1月30日～2月6日 (選挙期日の頒布は 不可)	法142 公職選挙 郵便規則8	選挙長の発行する「選挙運動用 通常葉書差出票」を添付
新聞広告	各新聞社	各新聞社に問い合わせること (選挙期日の掲載は 不可)	法149	●2回以内 ●選挙長の発行する「新聞広告 掲載証明書」を提出
公営施設使用の個人演説会開催	市町村選管	1月30日～2月5日	法163	開催日の2日前までに提出 (告示日～選挙期日の3日前)
開票立会人	市町村選管	1月30日～2月5日	法62 令69	立会を希望する場合に提出 (告示日～選挙期日の3日前)
選挙立会人	県選管	1月30日～2月5日	法76 令82	立会を希望する場合に提出 (告示日～選挙期日の3日前)
選挙運動費用収支報告書	県選管	第1回目 2月9日～2月23日	法189	●第1回目は、選挙の期日から 15日以内 ●第2回目以降は、収支の日から 7日以内
選挙運動用ポスター	県選管	1月30日～2月7日 (選挙期日の新規掲 示は不可)	法143	●掲示はポスター掲示場に限る ●掲示前に2枚を県選管に提出
選挙運動用ビラ	県選管	1月30日～2月7日 (選挙期日の頒布は 不可)	法142	●2種類以内 (頒布する前に各2枚提出) ●ビラ証紙交付票の提示

## 2 選挙事務所の設置（異動）届出

- (1) 選挙事務所を設置することができる者（法130①）  
候補者又はその推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）
- (2) 設置できる選挙事務所の数（法131）  
候補者1人につき1箇所
- (3) 設置に係る届出（法130、令108）
  - ア 選挙事務所を設置した場合は、直ちにその所在地及び設置年月日並びに設置者が候補者であるときにはその氏名、設置者が推薦届出者であるときにはその氏名（推薦届出者が数人あるときは、その代表者の氏名）及び候補者の氏名を記載した文書をもって、県選管及び選挙事務所を設置した市町村選管に届け出なければならない。
  - イ 設置届出後、選挙事務所に異動があった場合は、設置時と同様の方法により、県選管と新たに設置した市町村選管及び廃止した市町村選管に届け出なければならない。
  - ウ 推薦届出者が設置（異動）した場合の添付書類（令108）
    - ・選挙事務所の設置（異動）について候補者の承諾を得たことを証明する書面
    - ・推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面
- (4) 選挙事務所の異動（法131②）  
異動（廃止に伴う設置を含む。）は、1日1回を超えてすることができない。

## 3 出納責任者の選任（異動）届出

- (1) 出納責任者（法184）  
選挙運動に関する収入と支出の責任者をいう。出納責任者は、その選任又は異動の届出がなされた後でなければ、寄附を受け、又は支出をすることができない。
- (2) 選挙運動に関する支出で次に掲げるもののほかは、出納責任者でなければ支出することができない（法187）。
  - ア 立候補準備のために要する支出
  - イ 電話及びインターネット等による選挙運動に要する支出
  - ウ 出納責任者の文書による承諾を得た者によるその範囲内での支出
- (3) 出納責任者を選任することができる者（法180①）
  - ア 候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）
  - イ 選任数は1人である。
  - ウ 候補者又は推薦届出者自らが出納責任者となることができる。
- (4) 選任した場合の届出等（法180③④）
  - ア 県選管に文書で届出（直ちに）
  - イ 届出事項  
出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに候補者の氏名
  - ウ 推薦届出者が出納責任者を選任した場合の添付書類
    - ・出納責任者の選任（異動）について候補者の承諾を得たことを証明する書面
    - ・推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面
- (5) 出納責任者の異動（法182）  
選任届出後、出納責任者に異動があったとき、出納責任者の選任者は、直ちに選任時と同様の方法により、県選管に届け出なければならない。この際、出納責任者の辞任又は解任を伴うものであるときは、辞任又は解任の通知文書の写しの添付が必要である。  
後任の出納責任者の選任後は、直ちに県選管に届け出なければならない。
- (6) 出納責任者の辞任（法181）  
出納責任者は、文書で選任者に通知することにより辞任できる。また、出納責任者を解任できるのは、候補者又は当該出納責任者を選任した推薦届出者であり（候補者以外が解任する場合、候補者の承諾が必要）、解任は本人に文書で通知することが必要である。

(7) 出納責任者の職務代行とその届出 (法183)

出納責任者に事故があるとき又は欠けた場合の職務代行者は次のとおりである。

- ア 候補者が選任した場合 …………… 候補者
- イ 推薦届出者自らが出納責任者となった場合 …… 候補者
- ウ 推薦届出者が出納責任者を選任した場合 …… 推薦届出者  
・推薦届出者にも事故があり又は欠けたとき …… 候補者

(注) 直ちに県選管に文書による届出が必要であり、また、新たな出納責任者を選任し、職務代行を終えたときも同様に届出が必要である。

(8) 届出の効力の発生時期 (法183の2)

- ア 県選管に到着したときから効力が発生する (到達主義)。
- イ 例外として、届出書類を郵便で差し出す場合、引受時刻証明の取扱いにより郵便局に託したときは、そのときをもってその届出があったものとみなされる。

#### 4 報酬を支給する者の届出

(1) 届出の意義

県選管にあらかじめ文書で届け出なければ支給できない。届出がないまま支出した場合は違法な支出となる。届け出た者を変更する場合も同様の届出が必要である。

(2) 届出が必要な者 (法197の2②⑤)

届出が必要な者	内容	支給限度額 (規程57②)
選挙運動のために使用する事務員	その従事する事務の内容が、選挙運動に関するものであるが選挙人に直接働きかける行為を行わない者をいう。 選挙人に直接働きかけなくても、選挙運動の総括主宰者、出納責任者等、選挙運動の中核となる者は含まない。 また、ポスター貼りや葉書の宛名書きなど、単純労務に従事する「選挙運動のために使用する労務者」や親族等の特別信頼関係者もこれには含まない。	1万5千円以内/日
車上運動員	選挙運動員のうち、専ら法第141条(自動車、船舶及び拡声機の使用)第1項の規定により選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上における選挙運動に従事する者をいう。	2万円以内/日
手話通訳者	手話通訳に関する資格の有無は問わないが、選挙運動のための手話通訳を本務として雇い入れられた者をいう。 雇用契約は必ずしも必要ではないが、使用する者と使用される者の関係が必要であり、親族や友人関係にある場合、総括主宰者、出納責任者等、選挙運動の重要な部分に参画する者は対象とはならない。	2万円以内/日
要約筆記のために使用する者	選挙運動に従事する者のうち、専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布、又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者をいう。	2万円以内/日

※届出することができる員数 (令129③⑧)

- ・事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者を通じて、1日当たり12人以内。
- ・選挙運動期間中を通じて、延べ員数60人(12人×5倍)以内で、異なる者を届け出ることができる。

(3) 届出の効力の発生時期（法197の2⑤、令129⑨⑩）

ア 県選管に到着したときから効力が発生する（到達主義）。

イ 例外として、届出書類を郵便で差し出す場合、引受時刻証明の取扱いにより郵便局に託したときは、そのときをもってその届出があったものとみなされる。

## 5 選挙立会人の届出（法76）

(1) 届出ができる者	候補者
(2) 届出内容	当該選挙の選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者1人を届け出ることができる。
(3) 届出先	選挙長（県選管）
(4) 届出期限	2月5日（選挙期日前3日）まで
(5) 選挙立会人となることができない者	ア 候補者本人 イ 同一人を同じ日に行われる他の選挙の選挙立会人とすることはできない。
(6) 届出者が法定数を超える場合の取扱い	届け出られた選挙立会人が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、選挙長がくじで定める。

## 6 新聞広告（法149、則19）

(1) 掲載できる期間	選挙運動期間中（立候補の届出をした日から選挙期日の前日まで）
(2) 掲載回数	2回まで
(3) 広告の規制等	新聞広告の大きさ 横9.6cm×縦2段組以内 ※掲載面は、記事下に限られ、色塗りは認められない。
(4) 掲載の手続き	選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を掲載しようとする新聞社に提出 ※新聞社とは、事前に掲載日等に関する協議を行っておくこと。 ※掲載を選挙期日（2月8日）以降にすることはできない。

## 7 選挙公報掲載申請（公報条例3、規程39）

(1) 発行回数	1回
(2) 配布先	市町村の選挙人名簿に登録された者の属する世帯
(3) 選挙公報の内容	候補者の氏名、政見、経歴等を掲載するもの
(4) 掲載の申請	●申請期限：1月30日（告示日）午後5時まで ※申請期限までに申請がない場合、選挙公報の掲載はできない。 ※掲載文の撤回、修正をする場合は、上記期限までに行うこと。 ●申請先：県選管 ●申請書類：県選管が交付した原稿用紙に直接記載して申請する場合と、電磁的記録（データ）により申請する場合がある。 ア 原稿用紙により申請する場合 （ア）「選挙公報掲載申請書」（県選管が交付したもの） （イ）掲載文を記載した原稿用紙（原稿用紙は県選管が交付したもの）

<p>(4) 掲載の申請 (前頁からの続き)</p>	<p><u>(ウ) 上半身(無帽かつ正面向き)の手札型(縦10.5cm、横8cm程度)の白黒写真1枚</u>      ※裏面に所属党派名及び氏名を記載すること。      ※原稿用紙に写真の貼り付けを行わないで持参すること。</p> <p>イ 電磁的記録(データ)により申請する場合      (ア) 「選挙公報掲載申請書」(県選管が交付したもの)      (イ) 以下のデータを記録した電磁的記録(CD-ROM)      ・選挙公報掲載文(印刷用データ) ※必須      ・選挙公報掲載文(音声読み上げ対応用データ) ※任意      ・写真(JPEG形式)      ※ 音声読み上げ対応用データを提出した場合は、県選管ホームページにて音声読み上げ用として掲載を行う。</p>
<p>(5) 掲載文の仕様等</p>	<p>ア 原稿用紙の場合      (ア) 県選管が交付した原稿用紙1枚に、活字、ペン又は毛筆等を用いて黒色で明瞭かつ濃淡がないように記載すること。      (イ) 掲載文の氏名欄に記載する候補者の氏名は縦書きとすること(当該選挙長の認定した通称がある場合には、その通称を記載すること。)      (ウ) 氏名欄には、図、イラストレーション及びこれらの類を記載することができない。      (エ) 字数の制限はない。      (オ) 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合、これらの部分に係る合計の面積は、掲載文を記載することができる面積の概ね1/2以下に限られる。なお、掲載文に写真を使用することはできない。</p> <p>イ 電磁的記録(データ)の場合      (ア) 印刷用データの形式は、PDF/X1a(アウトライン化されたPDFファイル)とし、1人当たりの大きさは、縦15.2cm以内、横12.6cm以内(県選管が交付した原稿用紙と同サイズ)であること。      (イ) 音声読み上げ用データの形式は、PDF/X1a(アウトライン化されていないPDFファイル)とし、1人当たりの大きさは、縦15.2cm以内、横12.6cm以内(県選管が交付した原稿用紙と同サイズ)であること。      ※ 印刷用データとの違いは、アウトライン化の有無のみであり、掲載内容は同一であること。      (ウ) 掲載文の作成については、原稿用紙の場合と同様とし、氏名欄の位置及び大きさについても原稿用紙と同様とすること。      (エ) ファイル名は、印刷用と音声読み上げ用のどちらか分かるように提出すること。</p>
<p>(6) 選挙公報の印刷</p>	<p>申請のあった掲載文は、そのまま写真製版により印刷して作成する。      ※ 不鮮明になるおそれのある原稿や文字の大小に注意するとともに、誤字脱字や用語の使い方等にも注意すること。</p>
<p>(7) 掲載順序の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●くじの実施 選挙公報に掲載する順序は、県選管が行うくじによって決定する。</li> <li>●くじの実施日時 1月30日(告示日)午後5時30分</li> <li>●くじの実施場所(選挙長事務所) 高知県庁3階 高知県選挙管理委員会室(市町村振興課内) ※候補者又はその代理人は立ち会うことができる。</li> </ul>
<p>(8) 掲載文の不返還</p>	<p>申請のあった掲載文及び写真(電子的記録を含む)は、申請期限後はいかなる場合においても返還しない。</p>
<p>(9) 音訳版の発行</p>	<p>県選管は、視覚障害者に対して音訳した公報を発行するので、選挙公報の掲載申請と併せて「選挙公報(音訳版)発行承諾書」(県選管が交付したもの)を提出すること。      事前審査時において、音訳の順序及び固有名詞等の読み方について確認する。</p>

## 8 公営施設使用の個人演説会開催の申出（市町村選管）

### （1）開催の申出（法163、令112）

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者は、その開催日前2日までに「個人演説会開催申出書」（県選管が交付したもの）に所要事項を記載して、開催地の市町村選管に申し出ること。

#### 《注意事項》

- 所定の申出書によらない場合又は開催日前2日までに申出のない場合は、公営施設を使用する個人演説会を開催することができない。
- 公営施設使用の個人演説会は、選挙期日の告示日の翌々日以降でなければ開催できない。（選挙期日の告示日に立候補届出が受理されることで初めて候補者となるため、それ以前にあらかじめ開催の申出をすることはできない。）

### （2）公営施設使用の個人演説会の施設使用料（法164）

同一施設につき1回に限り無料

### （3）公営施設以外の施設における個人演説会（法161の2）

民間施設等の公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催する場合は、規制がないので、選挙運動期間中は当該施設の管理者の承諾を得れば自由に開催することができる。

したがって、告示日当日からも演説会を開催することができる。

## 9 開票立会人の届出（市町村選管）（法62）

（1）開票立会人の職務	ア 公益代表（開票の公正性確保） イ 候補者の利益代表
（2）届出ができる者	候補者
（3）届出内容	高知市の選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、開票区（高知市第1区・第2区）ごとに開票立会人となるべき者1人を届け出ることができる。
（4）届出先	高知市選管
（5）届出期限	2月5日（選挙期日前3日）まで
（6）開票立会人となることができない者	ア 候補者本人 イ 同一人と同じ日に行われる他の選挙の開票立会人とするとはできない。
（7）届出者が法定数を超える場合の取扱い	届け出られた開票立会人が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、高知市選管がくじで定める。

## 10 選挙公営に係る契約の届出

### （1）公営の対象となる項目

県議会議員選挙においては、供託物が没収される場合を除いて、次の項目の選挙公営（公費負担）を受けることができる。

- ア 選挙運動用自動車の使用
- イ 選挙運動用ポスターの作成
- ウ 選挙運動用ビラの作成

### （2）公営を受けるための手続き

県選管に対して、契約の届出と特定の公営について確認申請が必要である。

### （3）申請手続き等の詳細は、「第5 選挙公営」の項を参照すること。

## 11 候補者に対する物資交付

(1) 交付場所 …… 選挙長事務所（立候補届出場所）

(2) 交付時期 …… 立候補届出の受理後

(3) 交付方法 …… 立候補届出順

(4) 交付物資の種類等

	交付物資の名称	交付数量	単位	備考
1	選挙運動用自動車（船舶）表示板	1	枚	法141
2	選挙運動用拡声機表示板	1	枚	法141
3	乗車船用腕章	4	枚	法141の2
4	選挙運動員腕章	1 1	枚	法164の7
5	街頭演説用標旗（ポールを含む）	1	式	法164の5
6	通常葉書使用証明書	1	枚	法142 郵便規則2
7	通常葉書差出票	1	冊	法142、郵便規則8 40枚／1冊
8	選挙運動用ビラ証紙交付票	1	枚	法142、規程16 証紙16,000枚
9	新聞広告掲載証明書	2	枚	法149、則20

## 12 交付物の再交付等

(1) 候補者等交付物の再交付（規程13）

ア 県選管が立候補の受付の際に候補者に対して交付する各種交付物（自動車・船舶及び拡声機の表示板等）については、それが破損し又は著しく汚損して使用に耐えられなくなった場合、現物との引換えにより再交付を受けることができる。

この場合、文書による再交付申請及び理由書の添付が必要である。

イ 紛失した場合も同様に再交付できるが、理由書の添付に加えて所轄警察署への紛失届を提出することが必要である。

※ 交付物の再交付は、相当の理由がなければ認められないので、その取扱いについては十分注意すること。

(2) 候補者交付物の返還（規程14）

交付物の使用が終了したときは、速やかに県選管に返還すること。

## 13 各種届出の期間及び時間

(1) 届出の期間（法270の3）

1月30日から2月7日までの間（選挙運動期間中）は、県庁又は市町村役場の閉庁日であっても（2）の時間内であれば届出を行うことができる。

(2) 届出の時間（法270①）

選挙管理委員会、選挙長及び開票管理者等に対する届出、申出等は、すべて定められた期間中の午前8時30分から午後5時までに行わなければならない。

## 第4 当選人等

### 1 当選人

#### (1) 当選人（法95①）

法定得票数\*を得た候補者の中で、最多数の有効投票を得た者を当選人として決定

$$\text{※法定得票数} = \frac{\text{当該選挙区の有効投票総数}}{\text{当該選挙区内の議員定数（15人）}} \div 4$$

#### (2) 当選人の決定

ア 決定機関 …… 選挙会

イ 選挙会の開催日時（法80）

2月10日（火）午前10時から（予定） ※無投票となった場合も同様である。

ウ 選挙会の開催場所

高知県庁1階 正庁ホール

エ 得票数の同じ候補者がある場合の取扱い（法95②）

選挙会において、選挙長がくじで当選人を決定する。

#### (3) 当選の告知及び当選証書の付与（法101の3②、105①）

選挙会終了後に選挙会の開催場所において行う。当選人となる候補者は、本人又は代理人が当選の告知書と当選証書を受け取りにくること（当選人本人の印鑑を持参すること。）。

#### (4) 当選人が県と請負関係等にある場合（法104）

当選人で地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）に規定する関係にある者は、当選の告知を受けた日の翌日から起算し、5日以内に県選管に対して、その関係を有しなくなった旨の届出をしないとき、その当選を失うこととなる。

### 2 供託物の没収

#### (1) 没収点\*に達しない場合（法93①）

$$\text{※没収点} = \frac{\text{当該選挙区の有効投票総数}}{\text{当該選挙区内の議員定数（15人）}} \div 10$$

#### (2) 候補者たることを辞した場合（法93②）

候補者が候補者たることを辞した場合（法91の規定により、公務員となったため立候補の辞退とみなされる場合を含む。）で次に掲げる以外の場合

ア 一の選挙で当選人の更正決定及び繰上補充等により当選人と定められた者が、他の選挙の立候補の届出又は推薦届出のあった者であるとき、一の選挙の当選を辞する旨の届出をしなかったため、他の選挙についてその候補者たることを辞したものとみなされる場合

イ 選挙の期日における投票所を開くべき時刻までに死亡した場合

#### (3) 被選挙権のない者又は重複立候補者で立候補届出を選挙長に却下された場合（法93②）

### 3 供託物の返還

#### (1) 候補者等が直ちに供託物の返還を求めることができる場合（令93①）

ア 一の選挙で当選人の更正決定及び繰上補充等により当選人と定められた者が、他の選挙の立候補の届出又は推薦届出のあった者であるとき、一の選挙の当選を辞する旨の届出をしなかったため、他の選挙についてその候補者たることを辞したものとみなされる場合

イ 選挙の期日における投票所を開くべき時刻までに死亡した場合

ウ 選挙の全部が無効となった場合

#### (2) 選挙及び当選の効力が確定した後、供託物の返還を求めることができる場合

（令93②、法202①、206①）

ア 得票数が没収点を上回る場合

イ 無投票となった場合

※ 県議会議員選挙の場合、「選挙の効力」は、選挙の期日から14日以内に異議の申出がなかった場合に確定し、「当選の効力」は、県選管が当選人決定の告示を行った日から14日以内に異議の申出がなかった場合に確定する。

(3) 供託証明書の返還請求手続き

ア 関係書類の交付

県選管は、供託物を返還できる場合、候補者届出書に添付された供託証明書と供託原因消滅証明書を候補者に対して交付する。

イ 返還手続き

候補者は、供託を行った法務局に供託証明書と供託原因消滅証明書を提示したうえ所定の手続きを行うことにより、供託物の返還を受けることができる。

## 第5 選挙公営

### 1 選挙公営の種類

高知県議会議員選挙における選挙公営とは、県が候補者の選挙費用を負担する制度であり、供託物が没収とならない候補者（選挙公営は候補者個人に適用される。）に限り、所定の手続きを行うことによって、次の選挙公営の適用を受けることができる。

ただし、それぞれに限度額があり、限度額を上回る部分については候補者が負担しなければならない。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
  - ア 自動車の借入れ
  - イ 燃料の供給
  - ウ 運転手の雇用
- (2) 選挙運動用ポスターの作成
- (3) 選挙運動用ビラの作成

・「一般乗用旅客自動車運送事業者」との運送契約によりア～ウ込みで行われる方式（いわゆるハイヤー方式）と、  
・「一般乗用旅客自動車運送事業者」以外の者との契約によりア～ウが個別に行われる方式（いわゆるレンタカー方式）

### 2 手続きの概要 契約届出書、確認申請書、証明書等関係書類は、選挙公営関係用紙集に綴じている。

- (1) 有償契約の締結（候補者）
- (2) 契約届出書、確認申請書（自動車燃料代確認申請書、ポスター及びビラ作成枚数確認申請書）、契約書の写しを県選管に提出（候補者）
  - ア この届出は、契約の締結後直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補の届出後、直ちに）行うこと。
  - イ 契約届出書等の届出書類は、事前審査の対象となるので、事前審査期間中に書類を整えて、県選管の審査を受けること。
- ※ 本名に代えて通称認定を受けた旧姓を記載することができる届出等については、記載例にその旨注記しているため、記載例をよく確認のこと。
- (3) 確認書の交付（県選管）
- (4) 確認書と使用証明書を契約の相手方へ手交（候補者）

### 3 選挙公営の支払い

県は、実際に要した費用と各限度額とを比較して低い方の額を、契約の相手方からの請求により、契約の相手方に対して直接支払う。

### 4 請求に当たっての注意事項

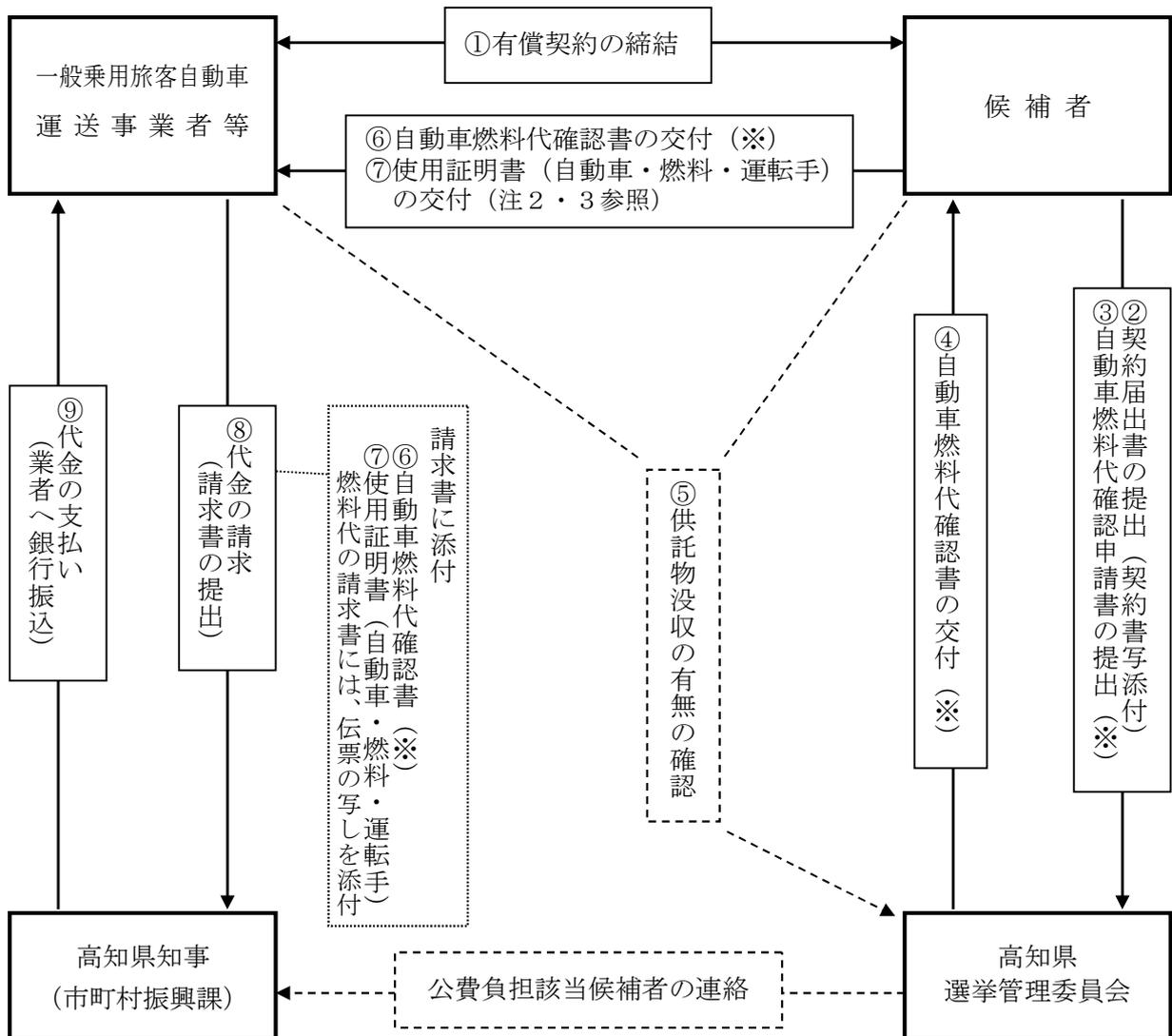
- (1) 供託物が没収された候補者については、選挙公営の適用がないこと。
  - ・供託物の没収については、選挙会において決定する。
- (2) 請求書、請求内訳書、確認書と使用証明書（作成証明書）を契約の相手方から提出させること。
- (3) 契約の相手方からの請求は、選挙会の日（2月10日開催予定）以降にさせること。
- (4) 支払額を早期に確認する必要があるため、選挙会の日以後、直ちに請求を行わせること。
- (5) 支払いは、全ての該当者から請求関係書類が提出された後に行うことを基本とする。
  - ・契約の相手方に対してこの旨をあらかじめ説明しておくこと

### 5 選挙運動費用収支報告書の記載

- (1) 収支報告の義務
  - 選挙運動用ポスター及びビラの作成に要した費用は、選挙公営の適用がある場合でも、選挙運動費用収支報告書に記載し、報告することが必要である。
  - ただし、選挙運動用自動車の使用に要する経費は、法197②の規定により選挙運動に関する支出とみなされないため、報告する必要がない。
- (2) 収支報告書の記載
  - 選挙公営の適用がある場合、収入の部への記載は必要なく、また、本来領収書等が発行されるものでもないため、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を提出する必要もない。
- (3) 領収書の添付
  - ア 公営限度額の範囲内の場合
    - 通常、支出に際しては、領収書等の証拠書類の添付が必要とされるが、選挙公営の適用がある場合、県が契約の相手方に直接支払うため、領収書が候補者に発行されることはない。
    - したがって、実際に要した費用が選挙公営の限度額以内である場合は、領収書等の添付は必要ないので費用額のみを支出の部に記載すること（備考欄に「選挙公営適用」と記載すること。）。
  - イ 公営限度額を超過する場合
    - 選挙公営の限度額を超える部分は、候補者の負担となり、併せて領収書の添付が必要となる。

## 6 選挙運動用自動車の使用

### (1) フローチャート



注1 ※印の手続きは、燃料供給業者との有償契約によって燃料を使用する場合にのみ必要である。

2 自動車、燃料及び運転手の使用証明書を一般乗用旅客自動車運送事業者等に交付する時期は、契約履行後である。

3 燃料供給業者に使用証明書(燃料)を交付する際には、給油時に燃料供給業者から受領した伝票(目付、自動車のナンバー、燃料の供給量及び金額が記載されたもの)の写しを添付する必要がある。

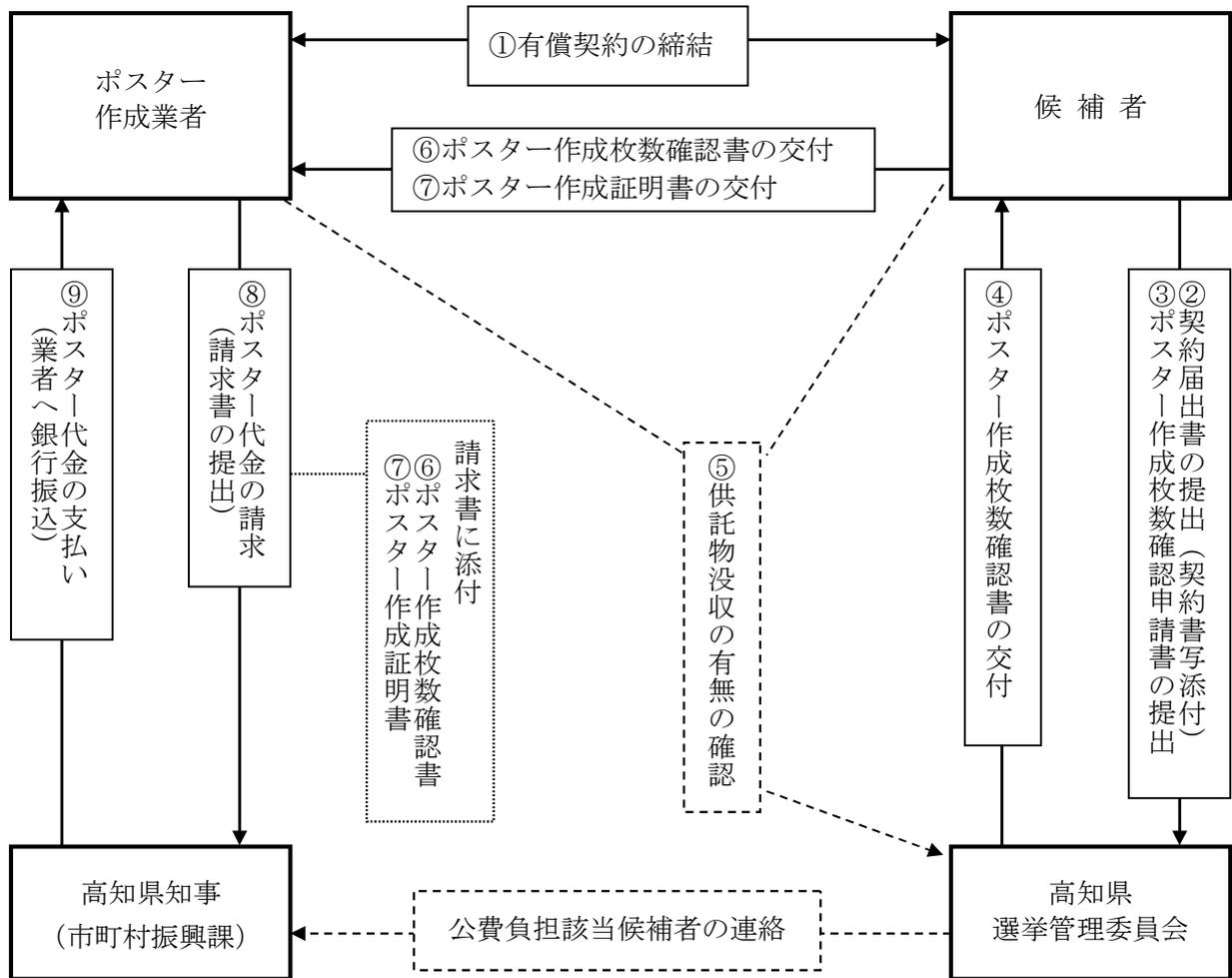
(2) 選挙運動用自動車使用の手続きに関する補足事項

①有償契約の締結	契約の種類	<p>ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約                      (ア) 契約方式=ハイヤー方式=契約1種類                      自動車運送契約                      (自動車への借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用を一括契約)                      (イ) 契約の相手方                      一般乗用旅客自動車運送事業者(ハイヤー事業を業として行う免許を受けた業者)に限る。</p>
		<p>イ 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約                      (ア) 契約方式=レンタカー方式=契約3種類(個別契約)                      ・自動車の賃貸借契約                      ・燃料の供給契約                      ・自動車の運転契約                      (イ) 契約の相手方                      ・自動車の賃貸借契約・・・レンタカー業者、個人等                      ・燃料の供給契約・・・ガソリンスタンド業者                      ・自動車の運転契約・・・個人                      ※候補者と生計を一にする親族を契約の相手方とする場合は、親族が当該契約に関する業務を業としている場合に限る(公営条例3)。</p>
	公費負担の限度額 (公営条例4)	<p>ア ハイヤー方式                      64,500円/日(限度額)×選挙運動期間中に使用された日数</p>
		<p>イ レンタカー方式                      (ア) 自動車の借入れ                      16,100円/日(限度額)×選挙運動期間中に使用された日数                      (イ) 燃料の供給                      7,700円×選挙運動期間中の日数                      (県選管が交付する確認書により確認を受けた金額の範囲内)                      (ウ) 運転手の雇用                      12,500円/日(限度額)×選挙運動期間中に運転業務に従事した日数                      ※選挙運動期間中とは、告示日(1月30日)から選挙期日の前日(2月7日)までの間(9日間)をいう。</p>
契約書の様式 (任意様式)	<p>ア ハイヤー方式の場合                      ● 運送契約期間(選挙運動期間中であること。)                      ● 運送契約金額(消費税込みであること。また、1日当たりの金額を併記すること。)</p> <p>イ レンタカー方式の場合                      ● 自動車の借入期間、燃料の供給予定量、運転手の雇用期間(自動車の借入期間及び運転手の雇用期間については、選挙運動期間中であること。燃料の供給予定量については、見込数量で差し支えない。)                      ● 契約金額(消費税込みであること。自動車の借入れ、運転手の雇用については1日当たりの金額を併記すること。)</p> <p>※ 契約書の様式例は別紙のとおり</p>	
契約にあたっての留意事項	<p>● どのような契約を交わすかは当事者間の自由であり、契約書上の契約金額が公費負担の限度額の範囲内である必要はないこと。                      ● 運転手は選挙運動のために使用する労務者であり、基本日額の5割以内の超過勤務手当を含めても、1日当たり15,000円までしか報酬を支給することができない(法197の2、令129、規程57)。</p>	

②契約届出書の提出 ※記載例参照	契約内容に変更が生じた場合には、契約届出書にその旨を記載し、新たな契約書の写しを添付して、直ちに県選管へ提出すること。
③自動車燃料代確認申請書の提出 ※記載例参照	契約届出書とともに提出すること。（燃料供給契約のみ）
④、⑥自動車燃料代確認書の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県選管は、確認申請書の内容を確認し、「自動車燃料代確認書」を候補者に交付する。候補者は、当該確認書を契約の相手方に交付すること。当該書類は、県への請求の際に必要な添付書類である。</li> <li>● 県選管が確認書を候補者に交付するのは、告示日の翌日以降となる。</li> <li>● 県選管から交付を受けた当該確認書は、⑤供託物没収の有無の確認後、⑦使用証明書と併せて契約の相手方に交付すること。</li> <li>● 燃料供給業者に使用証明書（燃料）を交付する際には、給油時に燃料供給業者から受領した伝票（日付、自動車のナンバー、燃料の供給量及び金額が記載されたもの）の写しを添付する必要がある。</li> </ul>
⑤供託物没収の有無の確認	選挙会（2月10日開催予定）後、各候補者の供託物没収の有無について回答する。
⑦使用証明書の作成と交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 候補者が作成し契約の相手方に交付すること。当該書類は、県への請求の際に必要な添付書類である。</li> <li>● 使用証明書は、候補者が使用内容について記載するものであるため、使用期間が終了してから作成すること。</li> </ul>
⑧請求書の提出	<p>選挙会終了後直ちに、請求書、請求内訳書に自動車燃料代確認書、使用証明書を添付して県選管へ提出するよう指示すること。</p> <p>※記載に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込先の金融機関名、口座の種別、口座番号、口座名義を正確に記入すること。</li> <li>・ 振込先の口座名義には、ふりがなを記入すること。</li> <li>・ 口座名義は請求者と同一であること。</li> </ul>
⑨代金の支払い	契約の相手方に、直接口座振込で支払いを行う。（县市町村振興課からの振込み）
⑩その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約の相手方は、複数であっても差し支えないが、それぞれに契約の締結、契約の届出、確認申請が必要となる。</li> <li>● 複数の契約の内容が同一日に重複している場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定するいずれか1つに限る。</li> <li>● ②、③、⑦、⑧については、本名に代えて通称認定を受けた旧姓を記載することができる。</li> <li>● ④については、③に本名に代えて通称認定を受けた旧姓が記載された場合には、旧姓を記載して交付する。</li> </ul>

## 7 選挙運動用ポスターの作成

### (1) フローチャート



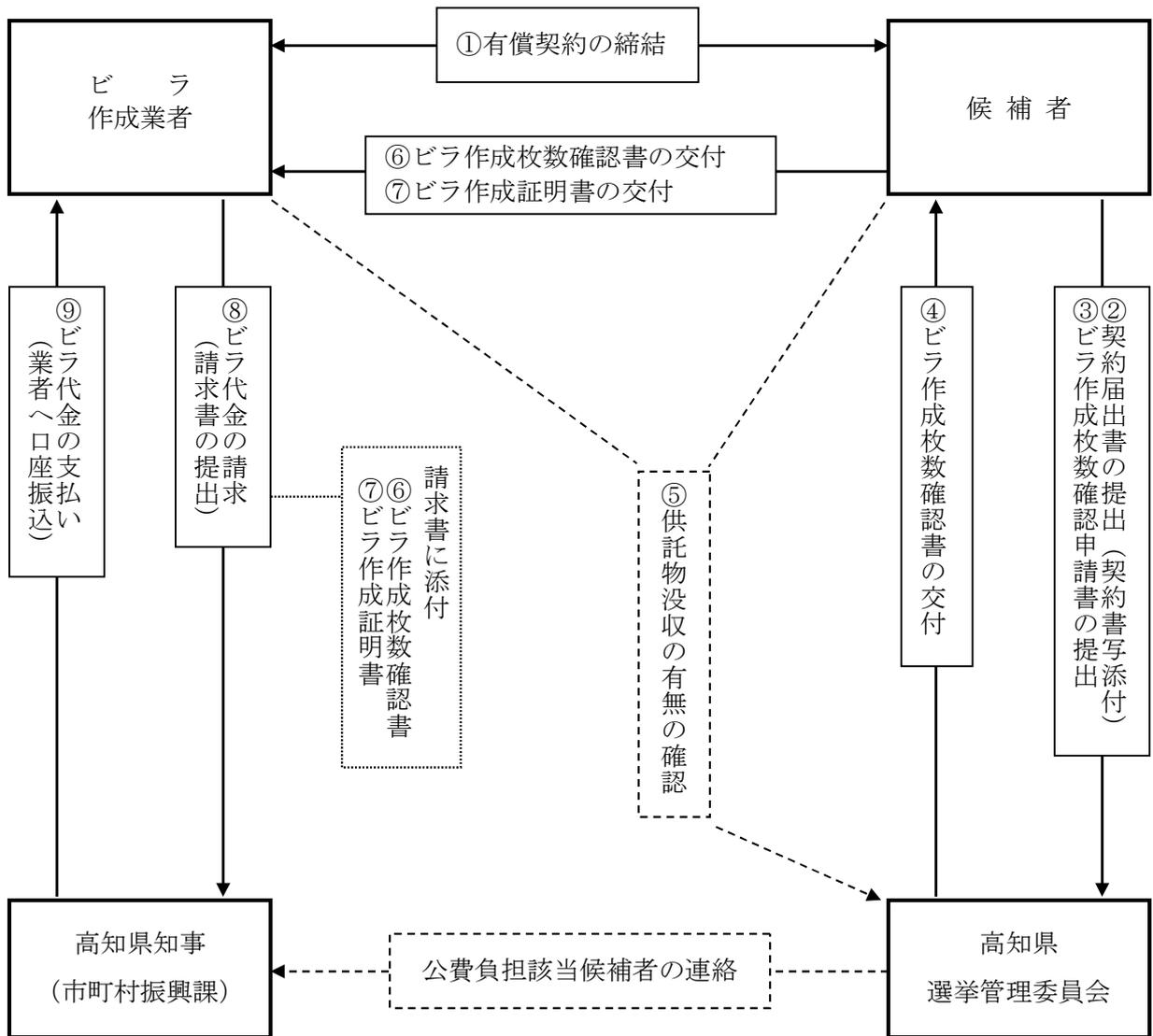
(2) 選挙運動用ポスター作成の手続きに関する補足事項

①有償契約の締結	有償契約の相手方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ポスターの作成を業としている者との契約の締結（公営条例9） 「作成」とは、具体的には印刷をしてポスターとして仕上げることであり、例えば、ポスターのデザインや写真撮影をただの業者は契約の相手方とはなれない。 候補者本人が印刷業を個人経営しており、自らのポスターを作成した場合、民法上の自己契約の禁止の規定により契約を締結することはできない。 しかしながら、候補者が印刷業を行う法人の代表者等であるときは該当せず、契約を締結することができる。</li> </ul>
	公費負担の限度額  〔公営条例10〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公費負担の限度額＝作成単価限度額×県選管が確認する作成枚数</li> <li>● 作成単価限度額（次の算式により算定された単価） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター掲示場数が500を超える選挙区の場合 <math display="block">\frac{316,250円 + 293,440円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}</math> </li> </ul> </li> </ul> <p>※ポスター掲示場数（高知市選挙区）：589箇所（R7参議時） ※1円未満の端数は、切り上げること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県選管が確認する作成枚数 当該選挙区におけるポスター掲示場数×2倍以内の枚数（1回の貼替え分までを公営の対象とする考え方）</li> </ul>
	契約書の様式  〔任意様式〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 作成契約枚数</li> <li>● 作成契約金額（消費税込みであること） どのような契約を交わすかは、当事者間の自由であり、契約書上の作成枚数、作成金額が公費負担の限度額の範囲内である必要はないこと。</li> </ul> <p>※ 契約書の様式例は別紙のとおり</p>
②契約届出書の提出	記載例参照のこと。	
③ポスター作成枚数確認申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記載例参照のこと。</li> <li>● 契約届出書とともに提出すること。</li> </ul>	
④、⑥ポスター作成枚数確認書の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県選管は、確認申請書の内容を確認し、「ポスター作成枚数確認書」を候補者に交付する。候補者は、当該確認書を契約の相手方に交付すること。（当該書類は、県への請求の際に必要な添付書類である。）</li> <li>● 県選管が確認書を候補者に交付するのは、告示日の翌日以降となる。</li> <li>● 県選管から交付を受けた当該確認書は、⑤供託物没収の有無の確認後、⑦作成証明書と併せて契約の相手方に交付すること。</li> </ul>	
⑤供託物没収の有無の確認	選挙会（2月10日開催予定）後、各候補者の供託物没収の有無について回答する。	
⑦作成証明書の作成と交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 候補者が作成し契約の相手方に交付すること。当該書類は、県への請求の際に必要な添付書類である。</li> <li>● 作成枚数と作成金額は、実際の枚数と金額を記載すること。</li> </ul>	

<p>⑧請求書の提出</p>	<p>選挙会終了後直ちに、請求書、請求内訳書にポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書を添付して県選管へ提出するよう指示すること。</p> <p>※記載に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込先の金融機関名、口座の種別、口座番号、口座名義を正確に記入すること。</li> <li>・ 振込先の口座名義には、ふりがなを記入すること。</li> <li>・ 口座名義は請求者と同一であること。</li> </ul>
<p>⑨代金の支払い</p>	<p>契約の相手方に直接口座振込で支払いを行う。 (県市町村振興課からの振込み)</p>
<p>⑩その他注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約の相手方は、1つの選挙公営につき複数であっても差し支えないが、それぞれに契約の締結、契約の届出、確認申請が必要となる。</li> <li>● 2以上の業者でポスターが作成された場合、それらの業者の作成費用を合算して公費負担の限度額が適用される。</li> <li>● ②、③、⑦、⑧については、本名に代えて通称認定を受けた旧姓を記載することができる。</li> <li>● ④については、③に本名に代えて通称認定を受けた旧姓が記載された場合には、旧姓を記載して交付する。</li> </ul>

## 8 選挙運動用ビラの作成

### (1) フローチャート



(2) 選挙運動用ビラ作成の手続きに関する補足事項

①有償契約の締結	有償契約の相手方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ビラの作成を業としている者との契約の締結（公営条例6） 「作成」とは、具体的には印刷をしてビラとして仕上げることであり、例えば、ビラのデザインや写真撮影をただの業者は契約の相手方とはなれない。 候補者本人が印刷業を個人経営しており、自らのビラを作成した場合、民法上の自己契約の禁止の規定により契約を締結することはできない。 しかしながら、候補者が印刷業を行う法人の代表者等であるときは該当せず、契約を締結することができる。</li> </ul>
	公費負担の限度額  〔公営条例7〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公費負担の限度額＝作成単価限度額×県選管が確認する作成枚数</li> <li>● 作成単価限度額 8円38銭</li> <li>● 県選管が確認する作成枚数 作成枚数が、16,000枚以内であることにつき、県選管が確認した枚数（上記の16,000枚以内の数字は、高知県議会議員選挙において、候補者が頒布することのできる選挙運動用ビラの枚数である。（法142①））</li> </ul> <p>※ 1円未満の端数は、切り上げること。</p>
	契約書の様式  〔任意様式〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 作成契約枚数</li> <li>● 作成契約金額（<u>消費税込みであること</u>） どのような契約を交わすかは、当事者間の自由であり、契約書上の作成枚数、作成金額が公費負担の限度額の範囲内である必要はないこと。</li> </ul> <p>※ 契約書の様式例は別紙のとおり</p>
②契約届出書の提出		記載例参照のこと。
③ビラ作成枚数確認申請書		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記載例参照のこと。</li> <li>● 契約届出書とともに提出すること。</li> </ul>
④、⑥ビラ作成枚数確認書の交付		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県選管は、確認申請書の内容を確認し、「ビラ作成枚数確認書」を候補者に交付する。候補者は、当該確認書を契約の相手方に交付すること。（当該書類は、県への請求の際に必要な添付書類である。）</li> <li>● 県選管が確認書を候補者に交付するのは、告示日の翌日以降となる。</li> <li>● 県選管から交付を受けた当該確認書は、⑤供託物没収の有無の確認後、⑦作成証明書と併せて契約の相手方に交付すること。</li> </ul>
⑤供託物没収の有無の確認		選挙会（2月10日開催予定）後、各候補者の供託物没収の有無について回答する。
⑦作成証明書の作成と交付		<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>候補者が作成し契約の相手方に交付すること</u>。当該書類は、県への請求の際に必要な添付書類である。</li> <li>● 作成枚数と作成金額は、実際の枚数と金額を記載すること。</li> </ul>
⑧請求書の提出		<p>選挙会終了後直ちに、<u>請求書、請求内訳書にビラ作成枚数確認書、ビラ作成証明書を添付して県選管へ提出するよう指示すること。</u></p> <p>※記載に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込先の金融機関名、口座の種別、口座番号、口座名義を正確に記入すること。</li> <li>・ 振込先の口座名義には、ふりがなを記入すること。</li> <li>・ 口座名義は請求者と同一であること。</li> </ul>
⑨代金の支払い		契約の相手方に直接口座振込で支払いを行う。 (県市町村振興課からの振込み)

⑩その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約の相手方は、1つの選挙公営につき複数であっても差し支えないが、それぞれに契約の締結、契約の届出、確認申請が必要となる。</li> <li>● 2以上の業者でピラが作成された場合、それらの業者の作成費用を合算して公費負担の限度額が適用される。</li> <li>● ②、③、⑦、⑧については、本名に代えて通称認定を受けた旧姓を記載することができる。</li> <li>● ④については、③に本名に代えて通称認定を受けた旧姓が記載された場合には、旧姓を記載して交付する。</li> </ul>
----------	---

## 9 契約変更の取扱い

### (1) 告示日前の事前審査の段階で変更が生じた場合

- ア 契約書を新たに作成する（変更後の内容であること。）。
- イ 契約届出書に新たな内容で記載し、新契約書の写しを添えて、事前審査済（中）の旧契約届出書等とともに県選管へ持参したうえ、差し替えを申し出ること。

### (2) 告示後に変更が生じた場合

- ア 変更に係る契約書を新たに作成する。
- イ 変更契約書の写しを添付して、「契約届出書」を次の要領で「契約変更届出書」に変更のうえ、直ちに、県選管に提出すること。

例：選挙運動用自動車の使用の契約の変更の場合

- (ア) 表題「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」の「契約届出書」の部分を二重線で引き、押印等\*のうえ抹消し、「契約変更届出書」とする。
- (イ) 「次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。」の「契約を締結した」文言を、(ア)と同様の要領で、「契約を変更した」とする。
- (ウ) 契約内容は、変更のあった部分についてのみ、次の方法で訂正すること。

例：自動車の借入れに変更があった場合

- a. 「自動車の借入れ」の3行のうち、一番上の行に旧契約の内容を記載し、その下の行に新契約の内容を記載する。
- b. 「契約年月日」欄には、旧契約については「変更前」と記載し、新契約については「変更後」と記載する。

※ 届出名義人本人の署名又は押印、代理人が訂正する場合には届出名義人の印鑑による押印又は代理人の署名若しくは押印（代理人の署名又は押印の場合は、代理人の本人確認及び訂正に係る委任の確認が必要です。）

## 運 送 契 約 書

令和8年2月8日執行高知県議会議員補欠選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）  
と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動に使用する自動車の運送に関して次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的  
高知県議会議員補欠選挙の選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号  
○○○○ 高知 ○○○ ○ ○○○○
- 3 台数 1台
- 4 使用期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 契約金額  
円（内訳 1日 円 × 日）

- 6 請求及び支払い  
この契約に基づく契約金額については、乙は高知県知事に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。  
高知県知事に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲が供託物を没収されることとなったときは、乙は甲に対して全額を請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

---

### 《注意事項》

- 1 使用期間は、告示日から選挙期日の前日までの選挙運動期間中でなければならないこと。
- 2 乙が個人経営の業者である場合  
・「名称○○、代表者○○」と事業者名と個人名を記載し、印鑑は代表者の個人印を押印すること。
- 3 乙が株式会社、有限会社等の法人である場合  
・名称は、「○○株式会社」と会社の正式名称を記載すること。  
・代表者は、「代表取締役○○」と代表者の職名まで記載して、印鑑は法務局に登録した代表者印を押印すること。

【契約書様式例】 選挙運動用自動車の借入

(「一般乗用旅客自動車運送事業者」以外の者との契約(レンタカー方式))

自 動 車 賃 貸 借 契 約 書

令和8年2月8日執行高知県議会議員補欠選挙候補者\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、選挙運動に使用する自動車の賃貸借に関して次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

高知県議会議員補欠選挙の選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号

〇〇〇〇 高知 〇〇〇 〇 〇〇〇〇

3 台数 1台

4 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 契約金額

円(内訳 1日 円 × 日)

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は高知県知事に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

高知県知事に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が供託物を没収されることとなったときは、乙は甲に対して全額を請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

《注意事項》

- 1 使用期間は、告示日から選挙期日の前日までの選挙運動期間中でなければならないこと。
- 2 乙が個人経営の業者である場合
  - ・「名称〇〇、代表者〇〇」と事業者名と個人名を記載し、印鑑は代表者の個人印を押印すること。
  - ・純然たる個人と契約する場合は、個人名のみで差し支えない。
- 3 乙が株式会社、有限会社等の法人である場合
  - ・名称は、「〇〇株式会社」と会社の正式名称を記載すること。
  - ・代表者は、「代表取締役〇〇」と代表者の職名まで記載して、印鑑は法務局に登録した代表者印を押印すること。
- 4 レンタカー会社の支店等の場合
  - ・支店長が契約書を締結する権限を有している場合は、支店名の名称及び支店長名で差し支えない。

【契約書様式例】自動車燃料の供給

(「一般乗用旅客自動車運送事業者」以外の者との契約(レンタカー方式))

自動車燃料供給契約書

令和8年2月8日執行高知県議会議員補欠選挙候補者\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、選挙運動に使用する自動車の燃料供給に関して次のとおり契約を締結する。

1 供給期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 供給場所

所在地  
名称

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

○○○○ 高知 ○○○ ○ ○○○○

4 契約金額 \_\_\_\_\_ 円

単価1リットル当たり \_\_\_\_\_ 円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。  
(供給予定総量 \_\_\_\_\_ リットル)

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は高知県知事に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

高知県知事に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が供託物を没収されることとなったときは、乙は甲に対して全額を請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

《注意事項》

- 1 供給期間は、告示日から選挙期日の前日までの選挙運動期間中であり、かつ、自動車賃貸契約書の使用期間と一致しなければならないこと。
- 2 乙が個人経営の業者である場合
  - ・「名称○○、代表者○○」と事業者名と個人名を記載し、印鑑は代表者の個人印を押印すること。
  - ・純然たる個人と契約する場合は、個人名のみで差し支えない。
- 3 乙が株式会社、有限会社等の法人である場合
  - ・名称は、「○○株式会社」と会社の正式名称を記載すること。
  - ・代表者は、「代表取締役○○」と代表者の職名まで記載して、印鑑は法務局に登録した代表者印を押印すること。
- 4 契約金額欄の「供給予定総量」
  - ・走行見込距離等を勘案して見込みの供給総量を記載すること。

【契約書様式例】自動車運転手の雇用

(「一般乗用旅客自動車運送事業者」以外の者との契約(レンタカー方式))

自動車運転契約書

令和8年2月8日執行高知県議会議員補欠選挙候補者\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、選挙運動に使用する自動車の運転に関して次のとおり契約を締結する。

1 運転期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 運転する自動車の車種及び登録番号  
○○○○ 高知 ○○○ ○ ○○○○

3 契約金額  
円(内訳 1日 円 × 日)

4 請求及び支払い  
この契約に基づく契約金額については、乙は高知県知事に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行うものとする。  
高知県知事に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲が供託物を没収されることとなったときは、乙は甲に対して全額を請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所  
氏 名 印

乙 住 所  
氏 名 印

《注意事項》

- 1 運転期間は、告示日から選挙期日の前日までの選挙運動期間中であり、かつ、自動車賃貸契約書の使用期間と一致しなければならないこと。
- 2 契約の相手方  
・乙は、個人でなければならず、法人、団体との契約は認められない。
- 3 契約金額は、基本日額の上限の5割以内の超過勤務手当を含めても、1日当たり15,000円が上限となる(法197の2、令129)。

## 選挙運動用ポスター作成契約書

令和8年2月8日執行高知県議会議員補欠選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成に関して次のとおり契約を締結する。

1 種 別  
高知県議会議員補欠選挙における選挙運動用ポスター

2 作成枚数  
枚

3 契約金額  
円（単価 円 銭）

4 納入期限  
令和 年 月 日

5 請求及び支払い  
この契約に基づく契約金額については、乙は高知県知事に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行うものとする。  
高知県知事に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲が供託物を没収されることとなったときは、乙は甲に対して全額を請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

---

### 《注意事項》

1 乙が個人経営の業者である場合

- ・「名称〇〇、代表者〇〇」と事業者名と個人名を記載し、印鑑は代表者の個人印を押印すること。
- ・純然たる個人と契約する場合は、個人名のみで差し支えない。

2 乙が株式会社、有限会社等の法人である場合

- ・名称は、「〇〇株式会社」と会社の正式名称を記載すること。
- ・代表者は、「代表取締役〇〇」と代表者の職名まで記載して、印鑑は法務局に登録した代表者印を押印すること。

## 選挙運動用ビラ作成契約書

令和8年2月8日執行高知県議会議員補欠選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成に関して次のとおり契約を締結する。

1 種 別  
高知県議会議員補欠選挙における選挙運動用ビラ

2 作成枚数  
枚

3 契約金額  
円（単価 円 銭）

4 納入期限  
令和 年 月 日

5 請求及び支払い  
この契約に基づく契約金額については、乙は高知県知事に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行うものとする。  
高知県知事に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲が供託物を没収されることとなったときは、乙は甲に対して全額を請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

---

### 《注意事項》

1 乙が個人経営の業者である場合

- ・「名称〇〇、代表者〇〇」と事業者名と個人名を記載し、印鑑は代表者の個人印を押印すること。
- ・純然たる個人と契約する場合は、個人名のみで差し支えない。

2 乙が株式会社、有限会社等の法人である場合

- ・名称は、「〇〇株式会社」と会社の正式名称を記載すること。
- ・代表者は、「代表取締役〇〇」と代表者の職名まで記載して、印鑑は法務局に登録した代表者印を押印すること。

## 第6 選挙運動費用

### 1 飲食物の提供

#### (1) 飲食物の提供禁止（法139）

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物を提供することができない。

#### (2) 例外として認められている事項

ア 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供

イ 選挙運動員、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員（いわゆるウグイス嬢）、手話通訳者、要約筆記のために使用する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する弁当の提供

(ア) 提供する弁当料の制限

1人1日4,500円及び1人1食につき1,500円の範囲内

(イ) 提供できる弁当の数の制限

45食分（15人分）に選挙運動期間の日数を乗じて得た数分※を超えない範囲内

※45食分×9日＝405食分

(ウ) 弁当の提供方法の制限（次の場合に限られる）

- ・選挙事務所において食事するために提供する場合
- ・選挙運動に携行するために選挙事務所において提供する場合

### 2 実費弁償及び報酬額（法197の2、令129、規程57）

実費弁償及び報酬額		
(1) 選挙運動に従事する者  (選挙運動員)	報酬	支給することができない。 ※ 選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記のために使用する者については次頁参照
	実費弁償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄道賃：鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●船賃：水路旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●航空賃：航空旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●車賃：陸路旅行（鉄道旅行を除く。）については、路程に応じた実費額</li> <li>●宿泊料：1夜につき23,000円以内（食料2食分を含む。）</li> <li>●弁当料：1食につき1,500円以内、1日につき4,500円以内 ※ 弁当を提供した場合には、1日当たりの弁当料から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内（令129②）</li> <li>●茶菓料：1日につき1,000円以内</li> </ul>
(2) 選挙運動のために使用する労務者	報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本日額：10,000円以内</li> <li>●超過勤務手当：1日につき基本日額の5割以内 ※ 弁当を提供した場合には、1日当たりの報酬から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内（令129②）</li> </ul>
	実費弁償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄道賃：鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●船賃：水路旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●航空賃：航空旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●車賃：陸路旅行（鉄道旅行を除く。）については、路程に応じた実費額</li> <li>●宿泊料：1夜につき20,000円以内（食料は含まない。） ※ 選挙運動のために使用する労務者については、実費弁償として弁当料と茶菓料は支給できない。</li> </ul>

実費弁償及び報酬額		
(3) 選挙運動のために使用する事務員	報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本日額：15,000円以内</li> <li>●超過勤務手当：支給できない</li> </ul> ※あらかじめ文書により県選管へ届出をする必要がある。 (届出なく支給することはできない)
	実費弁償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄道賃：鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●船賃：水路旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●航空賃：航空旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●車賃：陸路旅行（鉄道旅行を除く。）については、路程に応じた実費額</li> <li>●宿泊料：1夜につき23,000円以内（食料2食分を含む。）</li> <li>●弁当料：1食につき1,500円以内、1日につき4,500円以内</li> </ul> ※ 弁当を提供した場合には、1日当たりの弁当料から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内（令129②） <ul style="list-style-type: none"> <li>●茶菓料：1日につき1,000円以内</li> </ul>
(4) 車上運動員（アナウンスを担当する者に限る。）、手話通訳者及び要約筆記のために使用する者	報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本日額：20,000円以内</li> <li>●超過勤務手当：支給できない</li> </ul> ※あらかじめ文書により県選管へ届出をする必要がある。 (届出なく支給することはできない)
	実費弁償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄道賃：鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●船賃：水路旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●航空賃：航空旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</li> <li>●車賃：陸路旅行（鉄道旅行を除く。）については、路程に応じた実費額</li> <li>●宿泊料：1夜につき23,000円以内（食料2食分を含む。）</li> <li>●弁当料：1食につき1,500円以内、1日につき4,500円以内</li> </ul> ※ 弁当を提供した場合には、1日当たりの弁当料から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内（令129②） <ul style="list-style-type: none"> <li>●茶菓料：1日につき1,000円以内</li> </ul>

※ (3) 選挙運動のために使用する事務員、(4) 車上運動員（アナウンスを担当する者に限る。）、手話通訳者及び要約筆記のために使用する者には、人数制限がある。（支給人数の制限であって、使用できる人数の制限ではないこと。）

- ・候補者1人につき1日12人を超えない範囲内（選挙運動期間中）
- ・延人数60人を超えないこと。

選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記のために使用する者を通じた人数制限であり、あらかじめ文書により県選管へ届出をする必要がある。

### 3 選挙運動に関する支出金額の制限

#### (1) 法定選挙運動費用額（法194、令127）

$$\text{算定式} = 83\text{円} \times \frac{\text{告示日における当該選挙区内の選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区内の議員定数（15人）}} + 390\text{万円}$$

※100円未満の端数があるときは、その端数は100円とする。

#### (2) 法定選挙運動費用額の告示等（法196）

ア 告示日

1月30日（選挙期日の告示日）

イ 通知

通知文書の手渡し（立候補届出の受付後）

#### 4 会計帳簿の備付及び記載

##### (1) 会計帳簿への記載（法185）

- ア 出納責任者は、後掲の様式の会計帳簿を備えて、次の事項を記載しなければならない。
- (ア) 選挙運動に関するすべての寄附及び収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）
- (イ) 寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額）及び年月日
- (ウ) 選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）
- (エ) 支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

##### (2) 用語の定義（法179）

- ア 収入  
金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束
- イ 寄附  
金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの
- ウ 支出  
金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束

##### 《注意事項》

- 「寄附」も実質的には「収入」の一種であるが、法では、寄附についてその寄附者の氏名を記入させ、寄附による選挙運動資金の源を選人に公開しようとする趣旨から収入とは区別している。
- 一般的に、候補者の自己資金として供出されたもの以外の収入は、すべて「寄附」に分類される。

##### (3) 会計帳簿の様式（則22）

###### 【収入簿】

月日	金額又は 見積額	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
	円						
合計							

##### (備考)

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

【支出簿】

月日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備考
	金銭 支出	金銭 以外 の支出	合計		住所又は主 たる事務所 の所在地	氏名又は 団体名	職業			
	円	円	円							
合計										

(備考)

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(1)立候補準備のために支出した費用 (2)選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、次の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
  - (1)人件費…選挙運動のために使用する事務員、労務者、車上運動員(いわゆる「ウグイス嬢」、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬  
 ※選挙運動用自動車の運転手雇用料は含まない。
  - (2)家屋費〔(イ)選挙事務所費 (ロ)集合会場費等]  
 選挙事務所費…選挙事務所の借上料(机等の備品を含む。)、電話架設料  
 集合会場費…個人演説会会場借上料(机等の備品を含む。)
  - (3)通信費…電話料、郵便料(電報、葉書、封書等は事務連絡にしか使用できない。)
  - (4)交通費…選挙運動員等の実費弁償
  - (5)印刷費…選挙運動用ポスター及びビラ、通常葉書の印刷費  
 ※これらの作成費が公費で負担される場合でも、全額について記載が必要である。  
 ※通常葉書の宛名書きをした者への報酬は、印刷費ではなく人件費である。
  - (6)広告費…立札、看板、ちょうちん、たすき、マイク等の作成費又は借上料
  - (7)文具費…事務用消耗品
  - (8)食料費…法で定められた湯茶菓子代、選挙運動員等の弁当代
  - (9)休泊費…選挙運動員等の休憩、宿泊のための費用
  - (10)雑費…上の9費目以外の費用(選挙事務所の電気代、ガス代、水道代等)については、「雑費」として記載する。

- ・ 選挙運動用自動車使用のために要したオイル代、タイヤ代、修繕料等の経費は含まない。ただし、選挙運動用自動車の予備車として準備した自動車や事務連絡のために借り上げた自動車等がある場合には、それらの自動車に要した費用は全て選挙運動費用に含まれる。
- ・ 選挙運動費用に含まないのは選挙運動用自動車のみである。

- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。  
 3の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。

- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出（ポスター及びビラの作成に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

## 5 選挙運動に関する収支報告書等の提出

### (1) 収支報告書の提出（法189①）

出納責任者は、選挙運動に関する収支について、所定の報告書により期限内に県選管に提出しなければならない。

この報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書の添付が必要である。

収支報告書	添付書類（法189①②）	提出期限（法189①）
1月29日（選挙期日の告示日前日）までになされた寄附及びその他の収入並びに支出	<p>出納責任者（候補者又は出納責任者と意思を通じて支出した者を含む。）が行った支出に関する領収書又はその他の支出を証すべき書面の写し</p> <p>〔領収書等の書面を徴し難い事情があるときは、その旨並びにその支出の明細書〕</p> <p>（注） 領収書等の書面を徴し難い事情とは、例えばバス・電車乗車の際の料金の支出等事実上又は社会通念上客観的に不可能な場合をいい、一時的に困難という場合はこれに含まれないこと。 なお、領収書の宛名は、候補者本人又は〇〇〇〇選挙事務所であること。</p>	<p>【1回目】 2月23日</p> <p>〔選挙期日から 15日以内〕</p>
1月30日（選挙期日の告示日）から2月8日（選挙期日）までになされた寄附及びその他の収入並びに支出		
2月9日（選挙期日の翌日）以後になされた寄附及びその他の収入並びに支出		<p>【2回目以降】 寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内</p>
1回目提出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出		

※選挙運動費用として支出できる金額は、法定選挙運動費用の制限額以内であること（法194）

### (2) 収支報告書への記載

選挙運動費用の収支報告書の提出にあたっては、会計帳簿の記載要領により記載すること。

#### 《注意事項》

- 収入については、1件1万円を超えるものは各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を一覧に記載すること。
- 寄附については、1件1万円以下のものについても、必要に応じて各件ごとに記載することができること。
- 支出については、立候補準備と選挙運動に支出した費用を区別し、各費目（科目）ごとに記載すること（則23）。選挙公営の適用があり、公費負担がなされる場合にあっても、選挙運動用自動車の使用関係を除いてそれぞれ全額を記載すること。
- 収支報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書の写し又は、その他の支出を証すべき書面の写しを添付すること。
- 領収書の写し等は、県選管が照合していく関係上、収支報告書への記載順に綴じて提出すること。ただし、選挙公営の適用があり公費により負担されるものについては、領収書が発行されないため、この場合の添付は不要である。
- 「備考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用ポスター及びビラの作成に係るもの）その他の参考となる事項を記載すること。
- 候補者が立候補の届出をする前に候補者のために受けた寄附は、その寄附を受けた者は、立候補の届出がなされた後、直ちに出納責任者にその明細書を提出すること（法186②）。

《注意事項（続き）》

- 立候補準備に要した支出で、候補者又は出納責任者と意思を通じて支出したものは、選挙運動費用に算入しなければならない。出納責任者は、就任後直ちにこれを精算し、会計帳簿に記載すること（法187②）。
- 次の費用は、選挙運動に関するものであっても選挙運動費用に算入しないこと（法197）
  - ・ 候補者又は出納責任者以外の者がした支出で、候補者又は出納責任者と意思を通じずになされた支出
  - ・ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
  - 〔 選挙運動用自動車の使用料、燃料代、運転手雇用料については、選挙運動費用の収支報告書への記載は必要ない。〕
  - ・ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
  - ・ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料（消費税は含まない）
- 候補者の氏名については、本名を記載したうえで、通称又は旧姓を付記することができる。

- (3) 会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面の保存期間（法191）  
県選管に選挙運動の収支報告書を提出した日から3年間

## 第7 選挙運動の概要

### 1 主要な選挙運動

項目	規格制限等	数量制限等	主な関係条項	摘要
選挙事務所		1箇所に限る	法130 法131 法132	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置者は、候補者又は推薦届出者に限る。</li> <li>2 設置（異動）したときは、直ちに文書で県選管及び設置された市町村選管へ届け出なければならない。</li> <li>3 選挙当日、投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域であれば設置できる。</li> <li>4 1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）できない。</li> </ol>
選挙事務所を表示する文書図画  (1) ポスター、立札及び看板の類 (2) ちょうちんの類	350cm×100cm以内  高さ85cm、直径45cm以内	通じて3以内  1個に限る	法143 法143の2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 選挙事務所を表示するものであれば、付随的に政見等や候補者の写真を掲げることができる。</li> <li>2 事務所を廃止したとき又は選挙当日、投票所の入口から300m以内に当たる場合、直ちに撤去しなければならない。</li> <li>3 ポスター、立札、看板の類の両面を使用した場合、2枚又は2個として数える。</li> </ol>
選挙運動用通常葉書	郵便局による選挙用の表示がされたものに限る。  「候補者用通常葉書使用証明書」及び「選挙運動用通常葉書差出票」の使用	8,000枚以内	法142 公職選挙郵便規則2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 必ず郵便により配布しなければならない。</li> <li>2 選挙の期日の当日に配布されるような差し出しはできない。</li> <li>3 葉書には、候補者の写真を掲載することができる。</li> <li>4 掲載文の内容は、他の罰則に触れる事項（虚偽事項の公表、利益供与、利害誘導等）の掲載を除き、制限がない。</li> <li>5 郵送経費は無料である。</li> <li>6 <u>無投票の場合は指定営業所で受け取る必要は無く、選挙公営の対象とならない。</u></li> </ol>
選挙運動用ポスター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 42cm×40cm以内</li> <li>2 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所を記載しなければならない。</li> </ol>	各選挙区のポスター掲示場数と同数  （事前審査時に2枚持参する） ※形式的審査	法143 法144 法144の2 ポスター条例 公営条例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 記載内容に特別な制限はない。</li> <li>2 公営ポスター掲示場以外には掲示できない。</li> <li>3 立候補届出順位と同じ番号の区画に、1枚を掲示する。</li> <li>4 選挙当日の貼り替えはできないが、そのまま掲示しておくことができる。</li> <li>5 ポスター作成費は、供託物が没収とならない限りにおいて、一定の公費負担となる。</li> </ol>
選挙運動用ビラ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 29.7cm×21cm以内</li> <li>2 県選管が交付する証紙を貼らなければならない。</li> <li>3 表面に頒布責任者（自然人に限る）及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない。</li> <li>4 ビラ届出書の提出</li> </ol>	16,000枚以内  選管へ届け出た2種類以内  （事前審査時に各種類につき2枚届け出る）	法142 令109の6 公営条例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 記載内容の制限はない。</li> <li>2 頒布方法 ①新聞折込み ②候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所</li> <li>3 ビラ作成費は、供託物が没収とならない限りにおいて、一定の公費負担となる。</li> </ol>

項目	規格制限等	数量制限等	主な関係条項	摘要
選挙運動用自動車(船舶)	<ol style="list-style-type: none"> <li>乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満のものに限る。</li> <li>船舶については制限がない。</li> <li>県選管が交付する表示板を掲示しなければならない。</li> </ol>	1台又は1隻	法140の2 法141 法141の2 法141の3 法164の5 法166 令109の3 公営条例 規程11	<ol style="list-style-type: none"> <li>乗車人員は、候補者、運転手1人及び運動員4人以内に限る。</li> <li>運動員は県選管が交付する乗車(船)用腕章を着用しなければならない。</li> <li>走行中の車上における連呼行為はできるが、“流し演説”はできない。</li> <li>車上における連呼行為は午前8時から午後8時まで行うことができる。</li> <li>走行中の車上における連呼行為は、病院、学校等の周辺において静穏を保持するよう努めなければならない。</li> <li>停止した車上で街頭演説を行う場合、街頭演説用の標旗を掲げなければならない。</li> <li>選挙運動用自動車の使用に係る経費は供託物が没収とならない限りにおいて、一定の公費負担となる。</li> </ol>
選挙運動用自動車(船舶)に掲示できる文書図画 (1)ポスター、立札及び看板の類  (2)ちょうちんの類	273cm×73cm以内  高さ85cm、直径45cm以内	数の制限はない  1個に限る	法143 法143の2	<ol style="list-style-type: none"> <li>記載内容の制限はない。</li> <li>選挙運動のために使用することをやめたときは、直ちに撤去しなければならない。</li> <li>自動車に看板等を掲示するときは、道路交通法に抵触することも考えられるので、使用前に所管の警察署の指示を得ておくことが適当である。</li> </ol>
拡声機	<ol style="list-style-type: none"> <li>県選管が交付する表示板を掲示しなければならない。</li> <li>携帯用マイクは拡声機に該当する。</li> <li>テープレコーダ等肉声以上の音響を発するものは拡声機とみなされる。</li> </ol>	一揃いに限る	法141	<ol style="list-style-type: none"> <li>一揃いとは、通常は、マイク、スピーカー各1個及び必要な増幅装置をいう。</li> <li>個人演説会や幕間演説においてはその会場内で別に一揃いを使用できる。</li> </ol>
街頭演説	<ol style="list-style-type: none"> <li>午前8時から午後8時までの間行うことができる。</li> <li>県選管が交付する標旗を掲げなければならない。</li> </ol>	同時に2箇所以上で行うことはできない	法164の4 法164の5 法164の6 法164の7 法166	<ol style="list-style-type: none"> <li>病院、学校等の周辺においては静穏保持に努めなければならない。</li> <li>長時間にわたって同一の場所にとどまり、行わないよう努めなければならない。</li> <li>選挙運動に従事する者は、候補者、運転手を除き、候補者1人につき15人を超えてはならない。また、県選管が交付する腕章を着用しなければならない。</li> </ol> <p>※ 街頭演説を行わず、腕章を着用して歩き回ることや、標旗を持って歩き回るとは、文書図画の回覧行為となり禁止される。(法142⑫)</p>

項目	規格制限等	数量制限等	主な関係条項	摘要
個人演説会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公営施設を使用する場合、開催日の2日前までに市町村選管に申し出なければならない。</li> <li>2 公営施設以外の施設を使用する場合、施設の管理者の承諾を得ればよい。 したがって、この場合には、告示日から演説会を行うことができる。</li> </ol>	開催回数の制限なし	法161 法161の2 法162 法163 法164 法164の4 令112	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 候補者だけが開催することができ、選挙運動のための演説であれば演説者の制限はなく、また候補者が会場にいないともよい。</li> <li>2 公営施設を使用する場合、同一施設ごとに1回に限り無料である。</li> <li>3 録音機が使用できる。</li> <li>4 公営施設を使用する場合、1回につき5時間を超えることができない。</li> <li>5 国又は地方公共団体が所有等する建物では、法161条第1項該当施設のみ可能。</li> </ol>
個人演説会場で掲示できる文書図画 (1) ポスター、立札及び看板の類 (2) 映写等の類 (3) ちょうちんの類	会場内：規格制限なし 会場外：273cm×73cm以内  会場内：規格制限なし 会場外：掲示不可  会場内、会場外とも、高さ85cm、直径45cm以内	会場内：数の制限なし 会場外：会場ごとに通じて2個以内  会場内：数の制限なし 会場外：掲示不可  各会場ごと（会場内と会場外を合わせて）に1個	法143 令110	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ポスター、立札、看板及びちょうちんの類の表面には、掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。</li> <li>2 県選管に届け出た選挙運動用ビラ以外の文書図画を個人演説会場で頒布することはできない。</li> </ol>
新聞広告	横9.6cm 縦2段組以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 回数制限2回以内</li> <li>2 選挙運動期間中の掲載に限る。</li> <li>3 各新聞社に新聞広告掲載証明書と原稿を提出する。（新聞社とは事前に協議しておくことが望ましい。）</li> </ol>	法149 則19 規程31	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 掲載内容の制限はない。</li> <li>2 掲載場所は、記事下に限られ、色刷りは認められない。</li> <li>3 選挙長が認定した通称がある場合、氏名を新聞広告に使用するときは、当該認定を受けた通称を使用しなければならない。</li> <li>4 全国紙に掲載する場合は、地方版に限る。</li> <li>5 選挙当日の掲載はできない。</li> <li>6 広告に係る経費は候補者が負担しなければならない。</li> </ol>

## 2 インターネット選挙運動

(1) ウェブサイト等（電子メールによる方法を除く。）を利用する方法による選挙運動（法142の3）

### ア 利用主体の制限

利用主体に制限はない。したがって、候補者や政党その他の政治団体（確認団体以外も含む。）はもとより、候補者以外の一般の有権者においてウェブサイト等\*を利用する方法による選挙運動が可能。

※ 「ウェブサイト等」とは、例えばホームページ、ブログ、掲示板、SNS（X、フェイスブック、LINE等）、動画共有サービス、動画中継サイトなどであり、電子メールは除かれる。

### イ 表示義務

電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡をする際に必要となる情報\*を表示しなければならない。

※ 例えば、返信用フォームのURL、Xやフェイスブックのユーザー名など

ウ その他

- (ア) 選挙期日当日もそのままにしておくことができる。ただし、選挙期日当日に更新することはできない。
- (イ) 各々のウェブサイト等のURLを県選管に届け出ることができる。(県選管において当該URLの告示、報道機関への情報提供、県選管ホームページへの掲載を行う。)
- (ウ) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動により、自己の名誉を侵害されたとする候補者等からの申出を受けたプロバイダ等の対応については、特例が設けられている。

【プロバイダ等の特例】

- ・ プロバイダ等から情報発信者に対する削除同意照会期間が2日に短縮(通常は7日)される。
- ・ 電子メールアドレス等の表示義務を果たしていない情報については、プロバイダ等は情報発信者に照会せずに直ちに削除しても民事上の賠償責任を問われない。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動(法142の4)

ア 利用主体の制限

候補者及び確認団体に限って選挙運動用電子メールを送信することができる。(うへの(1)と違い一般の有権者は利用することができない。)

イ 表示義務

選挙運動用電子メールには、次の内容を表示しなければならない。

- (ア) 選挙運動用電子メールである旨
- (イ) 選挙運動用電子メールの送信者の氏名・名称
- (ウ) 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否の通知を行うことができる旨
- (エ) 選挙運動用電子メール送信拒否通知を行う際に必要となる通知先(電子メールアドレスなど)

ウ 送信先の制限

選挙運動用電子メールの送信者に対し、電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、次の者のみ送信することができる。

- (ア) 選挙運動用電子メールの送信を求め、又は送信することに同意をした旨を通知した者
- (イ) 普段発行しているメールマガジンなど政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信通知に対して送信しないよう求める通知をしなかった者

エ 記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、次の事実を証する記録を保存しなければならない。

- (ア) ウ(ア)の者に送信する場合
  - ・ 受信者の電子メールアドレスについて、選挙運動用電子メール送信者に対して、受信者自らが通知したこと。
  - ・ 選挙運動用電子メールの送信を求め、又は送信することへの同意があったこと。  
※ 例えば、受信者との間で送受信した電子メールや申込みの書面などが該当する。
- (イ) ウ(イ)の者に送信する場合
  - ・ 受信者の電子メールアドレスについて、選挙運動用電子メール送信者に対して、受信者自らが通知したこと。
  - ・ 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること
  - ・ 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと  
※ 例えば、受信者との間で送受信した電子メールや政治活動に関するメルマガの送信先リストなどが該当する。

(3) 選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする有料広告(有料バナー広告)(法142の6)

候補者が有料バナー広告を出すことはできない。確認団体のみ出すことが可能。

### 3 禁止又は制限されている選挙運動

(1) 休憩所等の禁止(法133)

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることができない。

(2) 年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止(法137の2)

満18歳未満の者は選挙運動をすることはできず、選挙運動をさせることもできない。ただし、選挙運動のために使用する労務者として使用することは差し支えない。

- (3) 選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止（法137の3）  
選挙犯罪又は政治資金規正法違反により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。
- (4) 戸別訪問の禁止（法138）  
選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない。  
また、いかなる方法をもってするを問わず、選挙運動のため、戸別に演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知する行為や特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為も禁止される。
- (5) 署名運動の禁止（法138の2）  
選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることができない。
- (6) 氣勢を張る行為の禁止（法140）  
選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができない。
- (7) 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限（法146）  
ア 選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、法142（文書図画の頒布）又は法143（文書図画の掲示）の禁止を免れる行為として、特定の候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができない。  
イ 選挙運動期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は当該候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは当該候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類似するあいさつ状を当該候補者の選挙区（又は選挙の行われる区域）内に頒布し又は掲示する行為は、法142又は法143の禁止を免れる行為とみなされる。
- (8) あいさつ状の禁止（法147の2）  
候補者又は候補者となろうとする者（現職である者を含む。）は、当該選挙区（又は選挙の行われる区域）内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出してはならない。
- (9) 選挙運動放送の制限（法151の5）  
放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を含む。）を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない。（県議会議員選挙では政見放送及び経歴放送は認められていない。）
- (10) あいさつを目的とする有料広告の禁止（法152）  
候補者又は候補者となろうとする者（現職である者を含む。）とその後援団体は、当該選挙区（又は選挙の行われる区域）内にある者に対する主としてあいさつ（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつ及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつに限る。）を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに掲載させることができない。  
同様に、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者又は有線ラジオ放送の業務を行う者の放送設備により放送させることもできない。
- (11) 特定の建物及び施設における演説等の禁止（法166）  
次に掲げる建物又は施設においては、いかなる名義をもってするを問わず、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができない。  
ただし、施設が個人演説会の公営施設となっている場合には、当該施設で演説会を開催することは差し支えない。  
ア 国、地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）  
イ 汽車、電車、乗合自動車、船舶（法141の規定により選挙運動のために使用する船舶は除く。）及

び停車場その他鉄道地内  
ウ 病院、診療所その他の療養施設

(12) 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法178）

選挙の期日後（無投票となった場合は、無投票となった旨を選挙長が告示した日後）においては、  
当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次に掲げる行為をすることができない。

ア 選挙人に対して戸別訪問をすること。

イ 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット  
等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。

ウ 新聞紙又は雑誌を利用すること。

エ 法151の5（選挙運動放送の制限）に掲げる放送設備を利用して放送すること。

オ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

カ 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。

キ 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

## 第8 政党その他の政治団体の選挙時における政治活動

### 1 政党その他の政治団体の政治活動の規制

#### (1) 規制される期間（法201の5、201の8、201の13）

今回の高知県議会議員補欠選挙における選挙期間は、衆議院議員総選挙の選挙期間と重複するため、規制される期間が通常の県議会議員選挙と異なります。

1月27日（選挙期日の公示日）から2月8日（選挙期日の当日）まで

#### (2) 規制される政治活動（法201の8①、201の13①）

ア 政談演説会及び街頭政談演説の開催

イ ポスターの掲示及びビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布

ウ 立札及び看板の類の掲示（政党等の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）

エ 宣伝告知のための自動車及び拡声機の使用

オ 連呼行為をすること

カ いかなる名義をもってするを問わず、掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）に、当該選挙区（又は選挙の行われる区域）の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載すること。

キ 国、地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）をすること。

ク 高知県議会議員補欠選挙の選挙期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体が政治活動を行うために掲示したポスターについて、当該ポスターに氏名又は氏名が類推される事項が記載された者が高知県議会議員補欠選挙の候補者となった場合には、候補者となった日のうちに当該ポスターを撤去しなければならない（法201の14）。

### 2 確認団体の行う政治活動

#### (1) 確認団体制度とは

選挙期間中においては、政党その他の政治団体の行う政治活動が大幅な規制を受けるが、法定の要件を満たす政党その他の政治団体は、県選管から確認書の交付を受けることにより、一定の方法や制限の中で政治活動を行うことができる。

#### (2) 法定要件該当団体

確認団体となり得るためには、県議会議員補欠選挙の場合は、所属候補者（1人以上）を有することが要件となる。

#### 《所属候補者とは？》

立候補の際に、当該政党その他の政治団体に所属する旨の届出（候補者届出書の「党派」欄に党派名が記載されている。）がなされ、かつ、政治団体確認申請書にその者が連記されている者をいう。

#### (3) 県議会議員補欠選挙における確認団体が政治活動を行うことができる期間（法201の8①）

1月30日（選挙期日の告示日）から2月7日（選挙期日の前日）まで

(4) 確認団体が行うことができる政治活動

<p>政談演説会の開催 (政党その他の政治団体が政治活動として政策の普及宣伝を目的として行う演説会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開催回数 (法201の8①Ⅰ) 所属候補者数の4倍に相当する回数</li> <li>● 従としての演説 (法201の11①) 政策の普及宣伝のほか、従としてのものであれば、所属候補者の選挙運動のための演説をも行うことができる。 《従としてとは?》 それが主体とならない限りにおいてということであり、選挙運動のための演説が中心である演説会は、もはや政談演説会ではなく、個人演説会となりこの規制を受けることとなる。</li> <li>● 演説会開催における規制 (法201の12①②、201の13①Ⅱ)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催時間の制限はない。</li> <li>・ 選挙運動期間中に他の選挙の選挙期日にかかる場合、投票所を閉じる時刻までの間は、投票所を設けた場所の入口から300メートル以内の区域では禁止</li> <li>・ 演説会の会場内に掲示する文書図画には、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することを禁止</li> </ul> </li> <li>● 開催手続き (法201の11②、規程66) 政談演説会開催届出書を県選管へ提出すること。</li> </ul>
<p>街頭政談演説の開催 (政党その他の政治団体が街頭又は広場等において政策の普及宣伝を目的として行う演説)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開催回数：制限がない。</li> <li>● 従としての演説 (法201の11①) 政策の普及宣伝のほか、従としてのものであれば、所属候補者の選挙運動のための演説をも行うことができる。 《従としてとは?》 それが主体とならない限りにおいてということであり、選挙運動のための演説が中心である演説会は、もはや政談演説ではなく、個人演説会となりこの規制を受けることとなる。</li> <li>● 演説における規制 (法201の8①Ⅱ、201の12①②③)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停止した政治活動用の自動車の車上及びその周囲でのみ可能</li> <li>・ 午後8時から午前8時までの間は禁止</li> <li>・ 選挙運動期間中に他の選挙の選挙期日にかかる場合、投票所を閉じる時刻までの間は、投票所を設けた場所の入口から300メートル以内の区域では禁止</li> <li>・ 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏保持に努めなければならない。</li> <li>・ 長時間にわたり、同一の場所にとどまってしまうように努めなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
<p>政治活動用自動車の使用 (政策の普及宣伝及び演説の告知のため使用する自動車)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用台数 (法201の8①Ⅲ) 確認団体の本部・支部を通じて1台 (所属候補者が3人を超える場合にその超える数が5人を増すごとに1台を加算した台数)</li> <li>● 表示板の掲示 (法201の11③) 県選管が交付する表示板を使用中常時掲示すること。</li> </ul>

<p>拡声機の使用 (政策の普及宣伝及び演説の告知を目的とする拡声機)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用できる場所 (法201の8①Ⅲの2) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政談演説会の会場</li> <li>・ 街頭政談演説の場所</li> <li>・ 政治活動用自動車の車上</li> </ul> </li> </ul>
<p>ポスターの掲示</p>	<p>(法201の8①Ⅳ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規格：長さ85cm×幅60cm以内</li> <li>● 枚数 1 選挙区ごとに100枚以内 (当該選挙区の所属候補者数が1人を超える場合は、その超える数が1人を増すごとに50枚を100枚に加えた枚数以内)</li> </ul>
	<p>(法201の8②、201の6②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 所属候補者の選挙運動のために使用することができる。</li> <li>● 当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することができない。</li> </ul>
	<p>(法201の11④⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県選管が交付する証紙の貼付</li> <li>● 法定記載事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該確認団体の名称</li> <li>・ 掲示責任者及び印刷者の氏名 (法人にあつては名称) 及び住所</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 当該選挙区の候補者氏名は記載できないので、候補者を掲示責任者等とした場合、掲示が禁止されるので注意すること。</p>
	<p>(法201の11⑥、145)</p> <p>次に掲げる箇所においては、掲示することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国、地方公共団体が所有し若しくは管理するもの</li> <li>● 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所</li> </ul> <p>※ 例外として、橋りょう、電柱、公営住宅、地方公共団体の管理する食堂及び浴場は、管理者の許可を得て掲示できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 他人の物件に掲示しようとする場合、居住者、管理者、所有者等の承諾を要する。</li> </ul>
<p>ビラの頒布</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規格：制限なし</li> <li>● 枚数：制限なし</li> <li>● 種類 (法201の8①Ⅵ) 全選挙区を通じて県選管に届け出た2種類以内</li> </ul>
	<p>(法201の8②、201の6②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 所属候補者の選挙運動のために使用することができる。</li> <li>● 当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することができない。</li> </ul>

ビラの頒布 (続き)	頒布に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法定記載事項（法201の11⑤）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該確認団体の名称</li> <li>・ 選挙の種類</li> <li>・ 法定のビラである旨を表示する記号</li> </ul> </li> <li>● 頒布の態様（法201の8①VI）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頒布できるものであり、散布してはならない。</li> <li>・ 国又は地方公共団体が所有し管理する建物では頒布できない。</li> </ul> </li> <li>● 頒布方法             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 散布にわたらない限り、街頭で通行人に手渡す方法、郵便、新聞折り込み、政談演説会の会場内での頒布などが可能。</li> <li>・ 戸別訪問の禁止規定（法138）に注意。</li> </ul> </li> </ul>
立札及び看板の類の掲示	規格	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 制限なし</li> </ul>
	掲示が許されるもの	（法201の8①V） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政談演説会の告知用のもの及びその会場内で使用するもの。</li> <li>● 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの。</li> </ul>
	政談演説会告知用の立札及び看板の類の使用枚数等	（法201の8①V、201の11⑧） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1の政談演説会ごとに立札及び看板の類を通じて5枚以内。ただし、会場内で使用する場合は、枚数に制限なし。</li> <li>● 県選管交付の証紙を貼付すること。</li> </ul>
	記載内容	（法201の11①、201の13①II） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 記載内容は、純然たる政治活動に限られ、選挙運動にわたる内容を記載できない。</li> <li>● 当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することができない（弁士として候補者の氏名を記載することができない。）。</li> </ul>
	掲示に関する規制	（法201の11⑥⑨⑩） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載すること。</li> <li>● 立札及び看板の類の掲示箇所に関する制限（法145の準用）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、地方公共団体が所有し若しくは管理するもの</li> <li>・ 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所                 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 例外として、橋りょう、電柱、公営住宅、地方公共団体の管理する食堂及び浴場は、管理者の許可を得て掲示できる。</li> </ul> </li> <li>・ 他人の物件に掲示しようとする場合、居住者、管理者、所有者等の承諾を要する。</li> </ul> </li> <li>● 政談演説会が終了したとき又は政治活動用自動車を政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用することをやめたときは、当該立札又は看板の類を直ちに撤去すること。</li> </ul>

連呼行為の特例	連呼行為ができる場合	(法201の13) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政談演説会の会場</li> <li>● 街頭政談演説の場所</li> <li>● 政治活動用自動車の上（午前8時から午後8時までの間）</li> </ul>
	連呼行為に関する規制	(法201の12、201の13) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 選挙運動期間中に他の選挙の選挙期日にかかる場合は、投票所を閉じる時刻までの間は、投票所を設けた場所の入口から300メートル以内の区域では禁止</li> <li>● 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏保持に努めなければならない。</li> <li>● 政策の普及宣伝又は政談演説会、街頭政談演説の告知等政治活動のための連呼に限られ、選挙運動にわたる連呼行為はできない。</li> </ul>

(注) 政治活動用ポスターの撤去（法201の14）

高知県議会議員補欠選挙の選挙期日の告示の前に、政党その他政治活動を行う団体が政治活動を行うためにポスターを掲示した者は、当該ポスターに氏名又は氏名が類推される事項が記載された者が高知県議会議員補欠選挙の候補者となったときは、当該候補者となった日（告示日）のうちに当該ポスターを撤去しなければならない。

### 3 政党その他の政治団体の発行する機関紙誌（機関新聞紙及び雑誌）

(1) 選挙に関する報道及び評論ができる機関紙誌（法201の15）

ア 確認団体の本部で直接発行するもの

イ 通常の方法で頒布するもの

普段と異なる方法や従来から慣例となっていない頒布方法は認められない。

- ・団体又は組合等の内部のみに頒布されていたものを部外者に頒布する行為
- ・有償頒布であったものを無償で頒布する行為等

ウ 県選管に届け出た各1の機関新聞紙及び機関雑誌に限られる。

(2) 届出機関紙誌の号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するもの

ア 選挙に関する報道、評論を掲載したものは頒布できない。

イ 選挙に関する報道、評論を掲載しないものであっても、特定の候補者の氏名又は氏名類推事項が記載されている場合、当該選挙区内において頒布できない。

(3) 頒布の方法

ア 機関紙誌の届出の前日までに引き続き発行されている期間が6ヶ月以上のもの通常の方法で頒布できる。

イ 機関紙誌の届出の前日までに引き続き発行されている期間が6ヶ月未満のもの

(ア) 機関新聞紙については、政談演説会の会場内に限って頒布できる。

(イ) 機関雑誌については、政談演説会においても、頒布実績がなければ頒布できない。

(4) 掲示の方法（規程72、30）

本部、支部その他の事務所等で、当該機関紙誌を掲示することを常例としている場所のみで掲示することができる。